

平成30年第3回天城町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月6日（木曜日）午前10時開議

開議

- 日程第1 一般質問
松山善太郎 議員
上岡 義茂 議員
- 日程第2 議案第44号 天城町公共施設整備基金条例の制定について 町長提出
- 日程第3 議案第45号 天城町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第4 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第5 議案第47号 天城町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第6 議案第48号 出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第7 議案第49号 天城町税条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第8 議案第50号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第9 議案第51号 天城町立兼久小学校建設基金条例を廃止する条例について 町長提出
- 日程第10 議案第52号 天城町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について 町長提出
- 日程第11 議案第53号 天城町土地開発基金条例を廃止する条例について 町長提出
- 日程第12 議案第54号 天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について 町長提出
- 日程第13 議案第55号 天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について 町長提出
- 日程第14 議案第56号 天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について 町長提出
- 日程第15 議案第57号 人権擁護委員の候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について 町長提出
- 日程第16 議案第58号 天城辺地に係る総合整備計画の変更について 町長提出
- 日程第17 議案第59号 天城町町道の路線廃止について 町長提出
- 日程第18 議員辞職の件について
- 散会

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	昇 健児君	2番	叶 忠志君
4番	島 和也君	5番	大吉 皓一郎君
6番	久田 高志君	7番	秋田 浩平君
8番	上岡 義茂君	9番	松山 善太郎君
10番	柏木 辰二君	11番	鶴 博典君
12番	柏井 洋一君	13番	平山 栄助君
14番	前田 芳作君		

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井 恒利君 議会事務局書記 宇都 克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久 幸助君	教育長	春 利正君
教委総務課長	基田 雅美君	会計課長	大久 明浩君
社会教育課長	神田 昌宏君	総務課長	米村 巖君
税務課長	岸 恭聖君	企画課長	前田 好之君
保健福祉課長	碓本 順一君	建設課長	昇 浩二君
水道課長	柚木 洋佐君	農業委員会事務局長	上松 重友君
農政課長	福 健吉郎君	農地整備課長	芝田 達士君
町民生活課長	森田 博二君	商工水産観光課長	祈 清次郎君
選挙管理委員会書記長	山田 悦和君	総務課長補佐	中村 慶太君

△ 開議 午前10時00分

○議長（前田 芳作議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、昨日の企画課長の久田議員への答弁の訂正がありますので、許可します。企画課長。

○企画課長（前田 好之君）

おはようございます。昨日の久田議員に対しまして、航空運賃の答弁の中で訂正がありましたので、訂正をお願いいたしたいと思います。

沖永良部・那覇間につきましては、通常の大人運賃が2万1千200円。往復割引で片道通常1万9千250円。数日前購入する特割がありますが1万5千900円ということに修正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（前田 芳作議員）

次に、久田議員の発言の訂正がありますので許可します。久田議員。

○6番（久田 高志議員）

昨日の質問の中の航空航路関係の質問の中で、企画課長のほうに昨年と答弁が逆であるという発言をしておりまして、気になって確認をしたところ、定期路線としての運航は難しいと、臨時的な運航に切りかえると可能だという答弁でしたので、訂正しておわびをしたいと思います。済みませんでした。

○議長（前田 芳作議員）

直ちに、本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田 芳作議員）

日程第1、一般質問を行います。

9番、松山善太郎君の一般質問を許します。

○9番（松山 善太郎議員）

テレビをごらんの皆様、おはようございます。息災にお過ごしでしょうか。朝一番のニュースで北海道が大変なことになっておりまして、その前にはまた四国・関西・関東と大きな災害に見舞われております。私ども台風常襲地帯と言われて大きな台風が来て久しくなっております。やはりこころで行政を中心に気を引き締めておいたほうが肝要かと思えます。

さて、いよいよ3期12年間を締めくくる一般質問となりました。お約束どおり

一度も休むことなく、子育て支援、平土野南部地区の活性化、農林水産業の振興、教育行政、福祉の充実、地方創生、さらには職員の倫理問題などについて提言・苦言を申し上げてきました。公正無私、真つすぐを真情に議会活動をしてきましたが、いかほどのことをなし得たか、甚だ心もとない次第でございます。やり残したことの大きさ、多さを考えますと、いま一度、皆様方のお情けにすぎり、それより他の道はございません。よろしく願いいたします。

さらに、先般の議会でお約束しました中央・南部地区に希望の光をとすべく、もう一方の戦いも先日、記者会見を行い、手に手を取り合ってルビコン川を渡りました。ぜひ、心を一つにする皆様方の喜びの声を来る12月2日には、聞かせていただきたいものだと思います。

それでは、通告してあります3項目6点について一般質問をします。

1項目、福祉行政について。

1点目、高齢者の外出支援について。

2点目、敬老祝い金の見直しについて。

2項目、建設行政について。

1点目、町営住宅の建てかえ、これは中央地区です。及び新築、これは小規模校区地区を対象に、の見直しについて。

2点目、未完成と私が思っている町道について。二、三点メモを起こしておきたいと思います。

3項目、教育行政について。

1点目、奨学資金の貸与について。これは増額、島外出身者へ適用ができないか、あと返還の免除ができないかという点でございます。

2点目、学生寮の建設について。これはもう多分感じていると思いますが、樟南高校の生徒が減少する傾向にあると思っております。島外から学校存続のためにも島外から子供たちを呼び込んだほうがよいのではないかという観点で、これは出してございます。

以上、3項目6点について、誠意ある明確な答弁を要請し、一度目の質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。大久町長。

○町長（大久 幸助君）

おはようございます。ただいまの松山議員にお答えいたします。

まず、1項目め、福祉行政について、特に高齢者福祉（1）外出支援についてということでございます。お答えいたします。

現在、社会福祉協議会において、福祉有償サービスを実施しているところであり
ます。また、社会福祉法人普門会において、地域における広域的な取り組みの一環
として、買い物支援事業を計画しております。本町といたしましても、この組み
組みを喫緊の対策としてサポートしながら抜本的な対策を検討してまいりたいと考
えております。

次に、同じく1項目め、福祉行政について、高齢者福祉その(2)点目、敬老祝
い金の見直しについてお答えいたします。

敬老訪問につきましては、今年度は、昨年比37名増加の277名を見込んでい
るところです。敬老祝い金につきましては、平成17年度に見直しをして、90歳
以上が1万円、100歳以上が5万円となっております。金額につきましては、今
後検討してまいります。

次に、大きな2点目、建設行政について、その1点目、町営住宅の建てかえ(中
央地区)及び新築(小規模校地区)の見直しについて、お答えいたします。

中央地区の建てかえは、平土野原団地を平成31年度までに完成をし、平成
32年度からは大和川団地の建てかえを予定しております。小規模地区の新規建設
につきましては、平成33年度に2戸の計画を行います。

次に、大きな2点目、建設行政について、その(2)未完成の町道について(阿
布木名線、那須2号線、松原前野線)お答えいたします。

未完成の町道につきましては、地権者の同意が得られず未完成の現状です。地域
の皆様には大変御不便をかけているところです。今後も継続的に解決に向けて取り
組んでまいります。

以上でございます。

○議長(前田 芳作議員)

次に、3項目め、教育行政について、春教育長。

○教育長(春 利正君)

松山議員の御質問、3項目め、教育行政について、その1点目、奨学資金の貸与
について(増額、島外出身者への拡大、返済の免除について)との御質問にお答え
をいたします。

奨学資金の貸与金額につきましては、他市町村の金額も参考にしていますが、増
額については、教育委員会等で再度協議をしたいと思います。また、島外出
身者への拡大に関しましても、天城町育英奨学資金貸与条例及びその施行規則の見
直しをして貸与できるようにしたいと考えております。返済の免除につきましては、
将来の有望な人材の確保や少子高齢化対策等につながるとは思いますが、上原勇一郎
奨学資金や現在町が実施している子育て支援などの状況も踏まえて、今後の課題に

していきたいと思っております。

次に、同じく教育行政について、その2点目、学生寮の建設についての御質問にお答えいたします。

学生寮の建設につきましては、地元の高校の募集状況や生徒の応募状況等の情報を把握し、さらに公共施設の利用なども含め、学校との情報を共有して対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○9番（松山 善太郎議員）

それではまず、外出支援ということで、前回6月の議会でデマンドバスの運行について聞いております。まあ、協議をするということでしたが、なかなか難しいと思うんですが、どのような状況なのか今、三京・当部で結構です。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

昨日来、バスの運行について御質問が出ていますけれども、このデマンドバスにつきましても、協議会の中で図って行って、前向きな方向で検討していきたいと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

その協議会というのは、定例的なものなのか随時なのか、そこら辺をもう一度。

○企画課長（前田 好之君）

規則では定期的という開催はございません。いろんな協議事項が出た段階で協議するという事になっております。

○9番（松山 善太郎議員）

多少厳しいことを言うようですが、これは1年ほど前からその前に今度町議に出られる奥さんが担当のころから要請していて、その後、柳課長、その都度やるやるというお話を聞いているんですが、そこらは聞いているのか、あと、大体どのようなめどなのか、その辺を検討しますと言われるけども、検討はもうどれもこれもしているわけです。今、奥課長の時代から課長でしたかね、あと柳課長の時代から、検討を始めてこのくらいになるんですが、どのようなめどなのか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

今、議事録を拝見しますと、まあ、そのような答弁だったかと思えます。まあ、議員がおっしゃるように、四、五、六年たっているわけですがけれども、走らせたいという思いは一緒ですので、できる限り早目に路線が早く設置できるように努めていきたいと考えます。

○9番（松山 善太郎議員）

先般、時間がちゃんと調べてありますので、午前・午後それぞれ2時間ほど空いている時間があるわけですので、西阿木名まで行ったらとてもじゃないが無理ですので、届いてもまあ、30分ぐらいで行ってこれますので、その辺のどこ1回ぐらい時間的には構わんです。あとその路線がどうなるかというので、なるべく早目にやってもらいたいと思います。

またあとその外出支援なんですけど、別の面から、どのような支援が受けられるのか、この福祉の面でもあると思います、介護でもあるんじゃないかと思うんですが、例えば介護支援、例えば病院、そういったので外出支援というのが、どのような制度を利用してどの程度できるものなのか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、町長の答弁もございましたが、現在行っている支援としては、福祉有償輸送サービスというのがございます。これは社会福祉協議会のほうに登録していただきまして、外出支援が必要な方について有償ですが移動するというサービスが今行われているところです。平成29年度の実績を申し上げますと、稼働日数で76日、利用者数で42名の方が今利用なさっているところです。

もう1点、これはこれから始まる場所なんですけども、社会福祉法人天寿園のほうで社会福祉法人としての地域における広域的な取り組みの一環として、具体的には買い物支援を行いたいと、これについては無償です。詳細につきましては、今詰めさせていただいているところですが、差し当たっての車と運転手、あと、実際の運営については天寿園のほうで展開してまいります。そこに今町として、運転手さんが1人では無理なお話ですので、ボランティアグループの皆さんの協力を得ながら実施につなげられないかと、ボランティアグループの皆さんにおきましては、保健福祉課でやっているポイント制度の付与につなげた中で、ゆいゆい事業に持っていけないかなというところで今話を協議を進めさせていただいているところです。

以上です。

○9番（松山 善太郎議員）

社会福祉協議会のその有償のサービスというのは、1回で幾らぐらい経費がかかるかね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

実際の運送料金等、例えば買い物とか病院のときに待つ時間もございます。そこ

で単価的にはちょっとあれがあるんですけども、3千円足らずぐらい1回当たりです、平均的に。あと、移動の距離とかもございますので、一概にも申しませんが、昨年の4月の例で申し上げますと、3千円足らずというところになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

課長、これ、1回3千円ですか。1回3千円では普通、年寄り利用できませんよ。まあ、週1回、月4回行って1万2千円の状態になると、平均的に今70代、75から上ぐらいのお年寄りは月4万ぐらいしか年金もらっていません、国民年金ベースで。3千円使って月4回外出したら、あと、あんたらのとこで介護保険も取っていますよね、後期高齢者も取っていますよね、とてもじゃないが、電気・ガス・水道・飯3食、食事をしてとてもじゃないが利用できないんじゃないですか。それよりもじゃあ、次に行きます。

その介護支援事業の計画している、無償というので、私が前回申し上げたのは、この役場でできないかということですよ、人を頼らずに。役場でなければ、もともとサービス機関ですので、職員がいなければ別ですよ。この前も申し上げたのは、御自身でもおっしゃっていましたので、30名近い職員がかなりいるわけですので、その週に一、二ぐらいの当部、三京あたり、西阿木名あたりの、とりあえずはバスが行っていないところです。そこら辺の私のほう電話を受けてくるまで、この間も申し上げているように、人を乗せて走るわけですので、法的な問題は私はあると思います。そこは何とかクリアできると思いますよ。そういったことができないかという相談なんですよ。考えられませんか、役場でやるのは。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、先ほどの3千円足らずなんですけども、実はこれ、徳之島町の医療機関の受診の走行ですので申し添えます。

今、御質問の役場でというところなんですけど、ここで、やれます、やりますという即答はいたしかねますけども、今、議員がおっしゃるように、さまざまなハードルはクリアできないとは思っておりません。ただその中で、住民の方の本当のニーズであるとか、そのニーズに対して具体的に役場がどう支さえられるかというところは慎重に見きわめた上で、もし動き出すのであれば動き出さなきゃいけないところだと思っています。

今回、天寿園さんのほうが実際動いてもらえるという中で、役場として天寿園さんにできないところ、社会福祉協議会がフォローできないところ、そこをどういった形で役場がどういうふうにするかなというところは、取り組んでまいりたいと思っています。

○9番（松山 善太郎議員）

課長、考え方として、私は逆じゃないかと思いますよ。役場がまず社会福祉協議会で、これは有償ですので、お金を払って亀津までというお話で3千円、まあ、ということをお聞きすると、そこら辺じゃあ買い物のサービスとかそういうのはやっていないわけですね、多分。ですから、これからは免許証もどんどん返す時代になってきているんですよ、返納するように。一番は買い物ですよ、軽い外出、そういうのができなくなる年寄りが40%にもなると、そこらに私の年代がごろごろ増えてくるわけですよ。それを何とかするというのを今ごろから考えておかないと、それを社会福祉協議会とか社会福祉法人とか、そうじゃなくて、役場がまずやってみせるという姿勢が、私は行政マンとして行政としてあるべき姿だと思っております。

今回の質問は、私たちがやれば何とかすると、こういった観点で質問をしますので、皆さんもそのつもりで、できるできないをはっきり、今のところ計画ない、そこらをはっきりしてもらいたいと思います。そのための質問ですよ、今回は。何とかしなくちゃいけないと、私たちがやればこうするよと、こういった観点の質問ですので、皆さんも全部それをまずわきまえてやってもらいたいと思います。

町長、役場で今言ったように、社会福祉協議会が有償でお金をとってやっている。そういうのを無理にとは言いませんが、私は何となく、保健福祉課で少し才覚を働かして苦慮すれば、車の1台ぐらいは1日1回ぐらい走らせられるような気がする。30名近い職員がいるわけですので、そこを何とか工夫できませんかということですが、これから言うのは二、三点ほど、ぜひ町長に置き土産としてやってほしいのがあるわけです。これもその一つです。ひとつ御勇退をなさる前にやろうじゃないかということでも指示を出してもらえませんか。

○町長（大久 幸助君）

今、天城町は高齢化率が34.7%どんどん上がっていております。今後高齢化というのはどんどん高くなっていくだろうと思っております。

先ほどから出たデマンドバスは、私が出勤をするときに、よく7時20分あたり、あのころちょっと動いているんですが、昼はずっと倉庫の中に、まあ、いたというように気がするんです、何日見ても。ですから、あれをもっと有効に使えないだろうかと思うんですよ。そうしますと、もうあの車は有効に使って少しお金をプラスすれば、もっともっとうまくいけるんじゃないだろうか。役場でとにかくやるということもこれも大事なことだと思うんですが、運転手をどうするか、あるいはまたどうだろうか許的なのもそんなのはちょっとわかりませんが、詳しく調べていかなきゃいけないと思うんですが、いずれにしてもそういう時代に来ているんじゃないか、そう思います。

○9番（松山 善太郎議員）

課長、今度出した高齢者福祉計画持っています。持っていれば43ページお願いします。43ページの四角の中の生活支援サービスと地域支援事業というところ読んでみてください。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

「生活支援サービスの充実。多様な生活支援サービスの供給体制を構築し、地域における支え合い体制づくりを推進します。地域支援事業。事業における生活支援の充実。地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の実情に応じた必要な支援を行います。」

○9番（松山 善太郎議員）

生活支援のサービスをもっと充実しますよと、これはやりますよという計画ですので、ですから、社協とかそこら辺がなく、まずやってみせるということが大事だと思いますので、一つぜひ形をつくってもらえませんか、一つでも。これ、やるという計画になっていますので、今言った一番日常生活の支援なんていうのは、まあもちろん、中のこともあるでしょうけど、やはり今一番外出の支援じゃないかと思うんです。今一度だけ答弁お願いいたします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

第7期の介護保険事業計画ですけども、先ほど申し上げたとおり、計画に載せております。ただ、今現在、確かに外出支援のところは非常に大事だとは思っております。ただ、それと同時に多種多様な支援を今必要としている方がいらっしゃいまして、そのところも取り組みつつ、先ほど来申し上げますけど、外出支援につきましても、どれがどういった形が本当に高齢者の皆さんの住みなれた地域での生活につながるのかということもしっかり見きわめて、必要な行動を起こしていきたいと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

それでは、2点目の敬老祝い金に行きたいと思っております。

まず、課長、前もって相談しておきますので、制度のもうちょっと一番最初にできたのは、見る間がなかったんですが、98年の条例時、これが制定されたときにどのような支給額だったのか説明をお願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

80歳から89歳までの方が敬老祝い金として1万円、90歳から99歳までの方が2万円、100歳以上の方が10万円というところで動き出しております。

○9番（松山 善太郎議員）

私の感覚では、それは平成15年じゃないですね、1回改正したとき。一番最初が80から89までが1万2千、90から95までが2万4千、100歳以上12万。次、平成15年、7年後、改正で今の金額です。

現在はどうなっていますか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

失礼しました。今、松山議員の御指摘とおりの金額でした。

現在におきましては、90から99歳までが1万円、100歳以上が5万円、80歳から89歳までの方の人数に応じた額で3万から5万円、これが集落のほうへ支給ということで行なっているところです。

○9番（松山 善太郎議員）

この80から90までの間の支給ですよ、この経緯は調べましたか。今の3万、5万になるまでの経緯、条例の改正です。見てきました。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

平成19年度に80歳から89歳まで、1人当たり1千円ということでありまして、平成24年条例改正が行われまして、一律3千円ということになっておりまして、平成27年度に見直しまして、80歳から89歳の人数が40人以下のところは3万円、60人未満のところは4万円、60人以上のところにつきましては5万円ということで、平成27年度に見直しを行っているところです。

○9番（松山 善太郎議員）

この平成17年からいくと、一律3万円、今3千円と言ったんですけど、一律3万なんですね。集落に敬老祝い金として一律3万円を支給するようになったんです。ここで80歳以上のその集落の人の人数を数える、個人個人の名簿なんかつくる必要なくなったんですよ。この改正のとき、誰か気がつくべきだったんですよ。ここら辺から、怠けが始まっている。この前は、80歳まで一戸一戸全部回って印鑑もらっていたんだ。80から89までいると区長さんの印鑑もらってくれと行ってやった。お金を出す。そしたら区長さんの印鑑があるんですよ。集落にいと何十名もいますからね、80から89まで。区長さん、断った。そしたらどうしたか、じゃあ、一律3万円もう上げてお祝い金にしてもらおうと、個人にやるならって。これ、怠けの最たるもんですよ、これの簡素化でもなんでもない、職員がただ怠けただけ、こういうことにした。したら今度は、浅間、平土野、天城です、ここら大きいところから3万、三京、当部も与名間も3万、それはおかしいんじゃないのと、これが出てきた。それで、3万、4万、5万に段階をつけた。その場でつけ

焼き刃みたいに、ころころころころ改正している。根本的には、その8条をなくしたのかはもうやりたくなくなっただけです、職員が面倒だから印鑑もらうの。その面倒なことをこつことしとかなないと、伊仙町みたいなことになる。はっきり言って。こつこつこつこつ積み上げていく、ルールを守っておくのも大事なもんです。

本題に帰ります。町長、始まった当時は、これは敬老を祝し、それと方々の労に報いようと敬意を表しようということのテーマなんです。これを役場が金がない、行財政改革という言葉が世の中に出だしたころですよ。だから、平成16あたり、ガタッと下げたのは。これですね、やっぱり、ここを町長、12月の議会あたりで元に返すことはできませんか。元の80以上は、まあ、80から90までの人数がかなり多くなりましたので、ここは今までのやり方でももう要望はないでしょう。今さらまた区長さんの一軒一軒印鑑もらっていかないとと言われると、駅伝の選手も探せないような方々ですので、極端に言えば、この方々にもっと30件も40件もまた印鑑もらいなさいとなれば、それは無理でしょう。

ですから、90以上をせめて2万、もともと2万4千円ですけど、100歳以上大いに敬老の日を長寿を寿いで12万、まあ、12万じゃなくても、その次の段階のもともとの10万あたりに返す御決断はできませんか。これは12月の議会で提案すれば、すぐ来年からできます。これはやったほうが良いと思いますよ。

○町長（大久 幸助君）

結論から申しまして、ちょっと難しいかなと思います。なぜならば、昨日もちょっといろいろと申し上げたと思うんですが、これから保育所の改築、改築というよりも新築やり直し、それからいろいろな保育所もふえて全て早急にしないといけなんでしょうね。それから学校の体育館どうするか、それから給食センターをどうするか、などなどがありまして、ただ財政調整基金が今ちょっと10億を超えたというのはあるわけでありまして、こうした公共施設等をしなければならぬものを抱えておりますので、ちょっとこの辺は一つまあよく考えて御協力いただければなと思っております。

私は、やるとするならば、やっぱり100歳の皆さん、今80代っていったって、働き盛りじゃないですか。ですから、うんと健康でほかの方面で健康にさせていただいて、そして頑張っていた、そして100歳時代になってきているわけですが、もうこの100歳の皆さんには、5万円上げているんだけど、ここには考えていく必要があるんじゃないか、もっと考えていただく必要があるんじゃないかと思っています。それから90歳の方々も全部で277名ということであるようですが、その仮に90歳が今高齢化率34.7と申し上げましたから、もうあと四、五年すると90歳ももう300人近くなってくるんじゃないかなと、そうすると仮

にそれに1万円上げたとしても300万円、そして、こうやっていきますとちょっと財政的にまた財政が苦しくなってくるんじゃないかと思うんです。ぜひ一つそれにも一緒になって考えて、ひとつ御協力をお願いしたいなと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

町長、少しだけ勘違いなさっていますよ。私が言うとおりに、もともとに戻しても、これまだ5万円を10万、1万を2万にしても、今、払っているお金が320万なんです、90歳以上100歳まで320万。単純にこれを倍にするだけです。あと320万あれば足りるわけです。320万です、倍にしても。今おっしゃっているように、そこだけで3万、5万とかいうことではありません。90から100でも。要するにこの数、今支給している額が倍になるだけです。今320万、90以上の方にあげている。これを倍にしても、あと320万で済むわけです。いま一度、御答弁お願いします。

○町長（大久 幸助君）

先ほど申し上げましたように、少しちょっとその辺は検討させてください。まあ80から100歳までという中において、やはり全体的に見直しということはちょっと難しいと思いますが、とにかくその中で、どこをどのようにすればいいかという事は、検討させていただきたいと思います。

○9番（松山 善太郎議員）

町長、勘違いなさっていますよ。これは90以上ですから、私が申し上げているのは。80から90の間のこのべらぼうに数の多い方々はもう多少我慢をしてもらおう。90以上の277名、町長さっき言いましたね、90歳代が260、今の当初予算で266人、あと100歳以上が11人、この277名です。280名弱、この方々にもう一度念を押します。倍にしてもたった320万です。

子育て世代に幾ら支援しているか、大まかで結構ですけど、保健福祉課長、保育所あたり無料化しても医療費も無料化しても、これがどれぐらいかかっているのか、町単に。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

申しわけありませんが、手元に資料がないので、物すごく概算ですが、四、五千万以上は出ているかと認識しております。

○9番（松山 善太郎議員）

保育所で約3千万、医療費でまあ500万弱です、だいたいそんなもんです。子育て世代に4千万近いお金を使っているわけですね。一概に比較できるものではありませんが、私たちは最近高齢者の福祉というのを保険料は上げるは、紙おむつは

なくすは、敬老祝い金はどんどんなくすはで、多少ないがしろにしてきたんではないかなと思う。先ほども申しましたが、要するに世の中も変わればこれもやるよということですので、町長にぜひやったほうがいいですよと申し上げているのは、そのような観点です。できるっていうことではないんですよ。子育て支援に4千万円弱使っているわけですので、その10分の1にも足りませんので、喜ばしてあげたらいいんじゃないかなと、そのように思っているだけであります。

では、次の項目の建設行政について行きたいと思います。

前回も聞いておりますが、活用プログラムの性格についてというか、これが持っている性格、これはいつでも勝手に見直せるものなのか、本当にぴしゃっとう合わせて使っている正式な書類なのか。この点について、その辺について、どんなものなのか、正式にこの間見直してもらって見せてもらっているんですが、あれはもう最低あのおりに行くことになっているんですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

活用プログラムの中身については、議員も質問されておりますが、計画どおりには行きません。建てる場所は検討はしているんですが、建てる場所が準備できなかったりとか、諸事情がございまして、そのとおりには行きませんが、いつも言っているように、見直しながらはできるということを伺っております。

○9番（松山 善太郎議員）

どうも真意がなさげですけど、この間も聞いたんですが、37年度いわゆる計画の最終年の年間の37、38が全く空白になっているわけですが、数字が入っていない。これはいつでも入れられるものなのかどうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

37年度、8年度につきましては、なぜ空白かと申し上げますと、長寿命化計画の中で天城町には37年度ごろにおいては、336戸あたりの戸数が必要であるという予想が立てられております。その戸数を下回らない計画を上げているということですが、37年度、38年度におきまして、ゼロゼロでありますので、そこら辺来年度の見直しにおいては、可能だと伺っております。

○9番（松山 善太郎議員）

もちろん、来年度は大幅に見直しをする予定でありますので、はっきり言って。まあ、広範囲とする予定であります。そのための数字を少し検討してみたいと思いますが、31年度来年度以降で一応36戸の建設予定になっておりますね、前回でも答弁してもらっています。その後、次の計画で39年から48年、次の計画にの

せていくの、平土野周辺中央地区だけで結構です。何戸ぐらい残るのか、検討したことがあるのか、把握しておれば何戸か、検討したことがないならいい結構です。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

6月の議会でも議員からおっしゃられたんですが平土野地区あたり、計画戸数で五十何戸あるよということでありました、検証しました。60戸ぐらいの計画があると思います。それを現段階の活用プログラムにおきまして、全てをカバーしているわけではございませんが、我々の住宅プログラムの基本計画としまして、建てかえ、新規、戸別改善、空き家再生等がございます。この中で、戸数を増加させるかと、建てかえと新規、まあ、空き家再生というふうになろうかと思っております。この中で、建てかえといいますと今ある住宅を壊して作りかえていく、新規は用地問題等も用地があればあります。

そういう中で、考えて今、中央地区にはちょっと取得している用地もありません。建てかえとなると、移動をお願いしているわけですが、高齢といいますか、近くの場合であれば移りますよとか、家賃の問題等々がありまして、なかなか先に進んでいないところであります。中央地区に関して計画とはかけ離れた感じにはなっているんですが、そこら辺を検討しながら次年度あたり39年度以降、検討していくものなのかなとも考えております。その中で、町有地として所有している場所もあります。中央地にこだわらず考えるのであれば、ある程度カバーできるのかなというふうな考えはあります。

○9番（松山 善太郎議員）

今おっしゃったように、中央地区で60戸近い家があるわけでありましてね。今回の質問の趣旨はこっからです。60戸あると大体2千万とみて12億あるわけですよ、工事量として。まあ、何年かかるかわかりませんが、例えば4年とするものとしたら、ほかのこの新築を抜いてもこの中央地区だけで、やはり12億ぐらいの工事、住宅の建てかえだけで公共工事があるわけですよ、持っているわけですよ、建てかえは、やらないだけで。これも次はやりましょうよ、次は。

だけど、課長、悠長なこと言っていますが、この60に新築を加えたら、まあ、かなりの量になるじゃないですか。何かちょっと今からまた私みたいなのが見積もりをつくってよと、西阿木名もつくってよと与名間もほしいよと、こう言い出しますからね。そういうのをすると土木は別にして住宅、建築の部分は、公共工事はこれから4年間は極端に言えば、たくさんあるわけですよ、やらないだけでね。だけど、やらないでどうします。築50年たっているわけですよ、ほとんどの家が、今言った家は。そんなこと言っていますが、39、48にこれは先延ばしにはでき

ないわけですよ。ずっと長い計画を見ると39から48には、戸ノ木の56と兼久の28戸が出ている、すでに。次の39、48には。だから、そこまでこれは終わらないと、戸ノ木と兼久の建てかえはできないちゅうことなんですよ。これも築50年、やがて60年になろうとする、15年後は。そういう場合に後ろから追われているわけです。もう尻に火がついた状態に、ここはのんきなこと言っていて、いい問題じゃないわけです。60年近くたつ住宅に家賃を取って人を住ませるとするのは、この間も言いましたけど、あこぎなやり方ですよ、こういうのは。

今度、那須に木造をつくりますね。これは幾らぐらいでできます、1戸。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

1棟2戸であります。2千万ぐらいを予定しております。

○9番（松山 善太郎議員）

であれば、その今から大和川あたり、大和川いっぱいあります。那須C、真瀬名、前里B、天城B、平土野道、天城A、ここら辺の方々に、ぜひ安い家賃でなかったらだめですよと、もうお年寄りだから少し居たくない、そういった方々のためにその住宅を町単費でつくるという手もあるんじゃないですか。先ほど町長がおっしゃいましたように、幸いにして財調も10億超えた。公共施設の整備という名目で積み立てもできる、お金は15億ぐらいそこにあるわけですよ。お年寄り向けの1千万の住宅15戸ぐらいつくってもバチも何も当たらない。やるかやらないかだけであって、ぜひやってほしいと思います。

あと、町長が先ほどおっしゃいました。基金が10億あると借金も確かに返したと、だけど、裏があれば表もあるというみたいに、地方交付税というので、町長、24億、25億の時代から、あの当時に町長が就任なさった当時、24億、25億なんです、調べてきました。今現在の8年間ずうっと28億の後半から29億です、推移して。国税自体が4億、5億増えているわけです。8年間で37億、当時と比べて37億増えている。借金も返せるし、基金も積み立てられる。そういったのもあるということですよ。ですから、お金がたまっただけでいいものでもないし、私はぜひ住宅をつくってほしいと、このように思っておりますがね。

次また来年度でもここら辺はスピードアップして、そのあいたところに37、38あたりに15戸、15戸の30戸ぐらいに押し込んで、ぜひやってもらえるという方法があるかどうかだけ答弁をお願いします。やると言ったら角が立つかも。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

現在、待機世帯というのが57世帯の130名おります。そこら辺を考えると、

議員のおっしゃるようなピッチを上げて進めていければというふうな考えがございます。皆さんが来られれば天城町の人口も増えるわけですから、大変いいことだとは感じております。その前に問題等を解決しながらやっっていこうとしていきたいというふうに考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

この件は、良くなる様にやってもらおう。

次は、楽しくない話題に行きたいと思います。阿布木名線について。

何年でしたかね。完全に完成したの。

○建設課長（昇 浩二君）

平成27年かと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

事業費は確か4億ちょっとだったと思っておりますが、幾らだったでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

申しわけありません。そこは調べてございません。

○9番（松山 善太郎議員）

現状、町道は真っすぐ町道ですよ、新しくできた道は全部ですよ。もとの県道、あの県道はもともとあった信号のところから左に曲がって、わかりますね、町道に入って、今の信号から右に曲がっています、あそこら辺どこまでが県道でどこまでが町道なのかちょっと説明してもらえますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、議員のおっしゃったとおりでもありますが、旧信号の場所から元町道の天城小学校通線を通って、今の信号を出て、徳之島町側に右折をして、元の県道につながるまでが県道として、それ以外は町道として管理をしております。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。松山議員。

○9番（松山 善太郎議員）

いま一度、課長に確認したいと思います。

その旧信号のあったところ、今の新しい信号じゃなくて、そこから天城へ向かっ

ていって、右に曲がります町道を、あそこは町道じゃないかと思っているんですが、どうなんですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

そのL字カーブのところですが、町道野須田線として町が管理しておりますが、県との賃貸借契約により今県道として利用させているというところですよ。

○9番（松山 善太郎議員）

これは、町長、いいですか。あそこは大きな線は完成したら、中央公民館に行くところのガソリンスタンドのそこら辺の県道と、あの町道を交換するという文書を交わしてあったと思うんですが、そこは交換しなくていいんですか。文書御存じでしたよね、文書がありました。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

阿布木名線が全て完了した場合は、県の道路と交換をするということで協定書がここに交わされております、県のほうとですね。

○9番（松山 善太郎議員）

これ、まだ交換されていないと思うんですが、間違いはないですかね。

○建設課長（昇 浩二君）

議員のおっしゃるとおり、まだ交換は済んでおりません。

○9番（松山 善太郎議員）

あと、まず1点目の問題で、県道の中に町道が幾ら機能交換しているといっても、現実問題として、県道の中に何十mか町道が余っているわけですよ。ここの変則な形で、県土木というのはこういうのは問題にしないのでしょうかね。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

県道として機能交換している中で県道として扱っているわけではございますが、町道を利用しながら、また県道を利用しながら、通ればいいという話ではないと思っております。そこら辺を早い段階での解決に向かっていければというふうに思っております。登記問題で山積するほど問題がございまして、その登記関係がまだ進んでおりません。その登記を進めるべき中で考えなきゃいけないなというふうには考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

多分、課長の責任でもないわけでありまして、課長はこれがほぼでき上がってから来ているわけですので27年からですね。まあ、課長の責任ではありませんが、

課長になった以上は、やらざるを得ない。今、課長になってから、その地権者と会われましたか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

その3筆の地権者の親戚が島に在住しております。その方から話を聞いたことはありますが、もう一方の2名の方とは会えておりません。

○9番（松山 善太郎議員）

これは、やはりそこは変則で置いておくと、もう一つ問題があるわけです。非常に変則な形になっている。あの先のほう県道の改良、これは、最初の答弁では、この道路をつかって県と交換した暁には、向こうもやってくれと、次はやってくれるだろうと、町長は最後までやってくれるだろうでした。当時の課長は県はもうしないと云ってるよと、こういったコメントだったんですがね。改良も陳情もできないんじゃないですか、きのうの状態では、どうですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、天城町側の一方的な事務ミスによって遅れているわけでございますので、まあ、できないだろうと言われればできませんが、いわゆる内容、話を聞いたところは、費用対効果の面で県は難色を示している状態でございます。なるべく早くそこら辺を懸念される箇所でございますので、問題解決に向けて努力したいというふうに考えています。

○9番（松山 善太郎議員）

結局、ここ多分条件があったと思うんですよ。何回も鹿児島島に行って都市計画の網と言ってますけど、都市計画ですっぱりすっぱり包んでしまったもので、道路改良も何も事業は入れることはできないと、既に1億でしたか6千万でしたか、お金をつぎ込んだわけです。コンサルタントに頼んで、その補助金をもらっているものだから、それが絡んできて都市計画の網を外さない限りは何もできないと、その網を外すためにずうっと何回か通った、県が出してきた条件、まあ、県が出したかどうかわかりません。結果的には県が出した条件があつた県道を町でつくって県道にしてくれたら網を外すよということだった、多分、事の流れは。

だけど、あそこを県道にできない以上は、一歩も前に進めないわけです。ですから、あそこの解決をしないと、尼田線とか何とか言っていますけど、相談にも行きにくいんじゃないですか。こっちが今言ったように一方的に約束破っているわけですからね。そこら辺を何とか早目に取りかからないと、あと残ったところに陳情もできませんし、ほかの事業も、まあ、たまに北部ではないね中央に挟まれた道を

1本ぐらい入れてほしいんですね。

だけど、そういった事業も相談にも行けないんじゃないですかね、今の状態では、これを何とかしないと、とげが喉にかかった状態ですので、少し呼吸がしにくい、やはりここら辺の早急に何とか地権者と会うことから始めてやってもらえませんか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

地権者と今までの交渉の流れを聞きますと、行方不明であったり所在も不明であったりと、ちょっとハードルが高いんですが、まあ、これは何とかしなければいけないという思いはあります。その中で、職員が仕事を抱えてやっておりますので、なかなかこの整理に入っていけないというのがあります。そこら辺は、専従員1人ぐらい雇えるものなら雇って、書類の整備も進めていければなというふうに思っております。そこら辺は、また総務との協議も必要になってくるかというふうに考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

ぜひ、頑張ってもらいたい。話はもうないです。

那須2号線、ここも当初の計画では、闘牛場から県道に道を通すということでした。地権者との話し合いもうまくいかないというので、今回も前の私たちが建設経済常任委員会の際に、そこを県道で通すように見通しが立たないうちは着工しないようにしてほしいということを委員会から申し上げる要望をしました。1年たつて繰り越しになりました、事業が。繰り越しになったんですけど、もう次は繰り越しできないので、やったところが今の那須2号線です。あそこの地権者と当時は会っていなかったんですが、ネックになっているその地権者を把握していますか。

○建設課長（昇 浩二君）

名前は存じております。

○9番（松山 善太郎議員）

どこにお住まいですか。

○建設課長（昇 浩二君）

申しわけございません、そこまでの情報ではありません。

○9番（松山 善太郎議員）

米村課長、地権者の話はしていないわけですか、課長に。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

その当時の地権者は今、建設課長が言ったように、その方が一応代理人だよというのには伝えてあります。

○9番（松山 善太郎議員）

そりゃあ、あんまりじゃないですか。その当時、同級生か誰かがいて、あそこ自分のじゃないよと、兄弟のなんだけど、兄弟はもう既にわかっているんで兄弟の奥さんがどこかにいるよと、そういったお話だったんじゃないですか、違いますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

はっきりした住所等は把握できておりませんが、種子島あたりに住んでいらっしゃるよという話は聞いたことがあります。

○9番（松山 善太郎議員）

そこら辺です、もうこまかくは聞きませんが、そこら辺ですよ。仕事というのをどう捉えているのかね。少し困難になったらすぐぽいと、今の、まあ、確かに困難というのはわかりました。行方不明がいるとかですね。確かにわかりましたが、それにしても、地権者の住所もまだわからんというような事態が、もうあれはあそこで済んだからいいやと、あそこが通ればかなり便利なんですよ、中の住宅も、あそこの横の住居も、今度、大和川に家をつくるにしても、あの道を通したほうが住宅も建てやすいじゃないですか、もっと総合的に考えて、やはり粘り強く交渉するところは交渉しないとちょっと困難になったらいっぱいありますよ。

まあ、今から聞きますけどね。あっちこっちある。ちょっと難儀なことしない。いつの間にか体質になっているんじゃないかって思いたい。もうそこら辺、昨日あたり農政課長なんかもう目にありますね、そんな初歩的なことをちゃんとチェックしないと。だから、そういったのが職員の体質として蔓延しているんじゃないかね。こういうのを。

ですから、今の那須2号線も種子島に行くという情報も役場でそういう情報を探してきたんじゃないですよ。我々議員仲間がいろいろ手分けをして、そうじゃないみたいよと、天城町じゃないみたいよということで探してきて種子島にいるよという話まで私たち聞いてきたんですよ、それも。コンタクトとってやっぱりなるべく早目に会って、そこを一旦事業をやめたら難しいという話は聞いてはいますが、何で町単でやればいいんですかね、過疎でも辺地でも、そこら辺をいま一度早目にコンタクトとるようにしてもらえますかね。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

那須2号線、議員の皆様方と現場を拝見いたしまして、その中でいろいろと我々も地権者と会えない中で一応計画というのはいろいろ考えておるところであります、いずれにしても地元の方の用地を必要になってくるというところにありますの

で、早目に対応していきたいというふうに考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

これも非常に難しいと言われていたんですが、松原前野線未完成分が結構あるんですが、距離的に。ここも連続しているのかな。連続していますね、松西の上のほうから上区の入り口まで、あそこは、地権者とかそういうのは把握はできていますか。

○建設課長（昇 浩二君）

全てを把握しているわけではございませんが、その問題、未完成となったその事情について伺っております。

○9番（松山 善太郎議員）

もうないだろうと思うんだけど、こういったときに、例えば地権者と会って交渉しますよね、これは交渉の記録とかないでしょうね、ありますか。

○建設課長（昇 浩二君）

私のところには、現在そういう交渉記録等なるものはちょっと見つかっておりません。その中で以前担当しておった職員からこういう問題がありましたと、ここです、ここです、という話は伺っております。

○9番（松山 善太郎議員）

あそこ、まあ、個々に住んでいますから、ちょっと持っているとは思いますが、非常に危ないんですが、現状ちゃんと把握していますよね、課長。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

私も北部の出身であります。年に何十回とはいいませんが、通る路線ではあります。なので、道幅の狭い狭小であるとか曲がりくねった道というのは理解しております。

○9番（松山 善太郎議員）

私も最近知っている方があそこで小さな飲み屋を始めまして、建設課にいた当時の友人の奥さんなんで、ちょくちょく行くんですが、私の少し大きな車で行くと、離合できないんです、前から車が来ると。年をとると大きい車バックするのが大変なんです、曲がったカーブで。ですから、あそこら辺をやっぱりもうちょっと何とか工夫しないと、そのうちに年寄りもたくさんいますし、幸いと言っちゃあいかんですけど、通学するお子さんはいないようですけどね、今のところ。ですから、やはりあの道は何かしないと、この間、いつでしたか、救急車が入ってきた。上のほうは今、救急車背が高いんですね、ガジュマルにかかるんです。入れないちゅうかな、その救急車が上が少し引っかかってこすれるぐらいと、人が死にそうになって

いるのと、どっちが大事だと、ただそうこうしているうちに、やっぱり回り道をして入ってきたんですかね、そういったことまであるんですよ。

やはり小さい道はできるだけ、ここ全部ですよ、那須2号線も阿木名線も松原前野線も、やはりそこら辺地権者をして、入れれるなら入れれる、まあ、過疎なり辺地なり、過疎ですね、過疎なら過疎でやるなり、もう一つ初めにそういったことも対応しないと、未完成、やり残したまま、そのままというのじゃ、私いつもまあ幸いにして部下を持たしてもらった人間ですので、仕事はすぐにできる人と、きれいな仕事ができる人というわけですね。ああいうのは誰が見てもきれいな仕事とは言えませんよ。あんだけやり残しがあれば、やはりそういったのをきれいな仕事ができるように、もうちょっと頑張ってもらいたいと、このように思いますね。

余分になりますが、また未完設計は未完成、着工していますので、一番最後に喜治原線は順調に行っていますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

地権者13名ほどと思っておりますが、ここで言っているのか、1件ほどちょっと今のところ済んでいない場所があります。職員と2人で役場でお会いしたり現場で案内して説明をしたりしてやっておりますが、いろいろと御意見がありまして、今のところ解決ができるというように私は思っておりますが、今現在、処理を果たしておりません。1件。

○9番（松山 善太郎議員）

あとの12件は全部もう契約書まで交わしているわけですか。

○建設課長（昇 浩二君）

はい、一応地権者の方に契約書を渡し、まだ手続完了というわけではないですが、了解を得ていただいているというところです。

○9番（松山 善太郎議員）

9月ですよ、そこをまあ去年の繰り越しにするにしても、その1件が解決しないと工事の発注ができない見通しですか。

○建設課長（昇 浩二君）

この1件の場所が一番外れにありまして、私は、その先から入れるんじゃないかなという思いは持っております、発注準備を進めるように今いたしております。

○9番（松山 善太郎議員）

賢明なやり方だと思います。それを完全に終わるまで待っていたら、もう崩れるかもわかりませんし。また、ぜひ全力を挙げて契約できるように頑張ってもらいたいと思います。

次に、教育行政に行きたいと思います。

まず、最初に、基田課長には、その見直しをお願いしていたんだけど、要綱は定かではないのですが、2回も課長に第二鹿児島商工高校という文言が残っているので、そこは早目に見直したほうがいいよと、課長がかわるたびに言っているんですがね。どんなもんですか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

お答えします。

今もう準備をしております。私も今回の質問を全部見させていただきまして、全部例規集も全て把握をしております。早急にしております。

○9番（松山 善太郎議員）

選考委員、その奨学資金を貸与するについては、それを選考する方はどなたがいるんですか。天城町の選考委員はどういった構成になっているのですか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

お答えします。

まず、町議会議員、高等学校長、同PTA会長、高等学校のPTA会長、町内中学校長、町PTA連絡協議会長、あと知識経験者ということになっております。

10名以内になっております。

○9番（松山 善太郎議員）

実際にそうになっている。

○教委総務課長（基田 雅美君）

私も今回、今までの議事録等全て見させていただきました。その中で今この形にはなっておりませんでした。

○9番（松山 善太郎議員）

こういったところが、仕事をするときに、前にも申し上げたんですが、上原勇一郎さんの奨学資金、あれ、何名以内って決めてあるんですね。それはもう済んだからちょっとどンドン返してあった。まあ、注意をしたんでもとに戻しているようですね。やはり仕事をする上で、こういうのをちゃんと見て今、課長やっているように規則をちゃんと見ながら規則に沿った運営をしていかないと、どっからかほりが出ますのでね。ぜひそのように規約を改正するなり、その選考委員をかえるなり、どっちかしてほしいと思いますが、どうですか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

実はもう教育長とは話もしてしまして、今度、教育委員会のほうでもお諮りをして早急に対応していきたいと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

それでは、本題に入りたいと思います。

奨学資金を、よく覚えていません、ごめんなさい。私がここに実績を見てから朗読した経緯があるんですが、いつ頃でしたかね、今の金額に変わったのは。

○教委総務課長（基田 雅美君）

済みません。平成20年の12月じゃないかと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

となると、この前も申し上げたんですが、20年の12月であれば、21年度実施でしょうね、多分。こういったの5千円ずつだったと思います。1万5千の2万、3万、3万5千、そろそろ増額してもいい時期じゃないですかね、ちょうど10年たっていますけど、どうですか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

この増額に関しましても、議員のほうから質問のあるたびに教育委員会の議事録のほうにも載っております。私自身も今現在、子供もいますが、やはりこれから今後考えたときに、今の状況等見ると増額というのは考えるべき時期じゃないのかなとは思っておりますし、また、今そこも含めて教育委員会のほうにも定例会のほうにも出していきたいなと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

ちなみに、もともとが樟南高校が対象ですので、そこを中心に行きますが、樟南高校の正規の月謝が幾らなのか、その特待とかじゃなくて。普通に出ていますかね、樟南高校の月謝。

○教委総務課長（基田 雅美君）

済みません、把握しておりません。

○9番（松山 善太郎議員）

月謝は4万6千円だそうです。正規で払って4万6千円ですので、2万じゃいかにも少ないんじゃないですか、どうですか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

済みません、把握もしておりませんでした。そこも含めて今回の検討していきたいなと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

もちろん今どき専門学校スクールでも3万5千円でありますと、35万になる、現状2万ですので、年間の学費が42万で済んでいる学校なんてのはそうそうないと思いますよ。ここら辺も、後の話2万になりますが、ここら辺もまずいるうちに貸す時にもうちょっと増額をして貸さないと、今どきやっぱり借りる人いないと思いますよ。まあまあそう言っちゃあいけないんですがね。やはり多少多目に貸した

ほうがいいとは思いますが、そこも考慮してもらいたいと思います。

あともう一つは、これは非常にハードルが高いような気がするんですが、どっちみち条例も規則も見直すわけですね。島外の子供にこれは冒頭で言いましたが、この樟南高校が生徒が少なくなるのは、もう誰が考えても予想される。伊仙農校がなくなっても少なくなっていますので、かなり。高校が3つあったのに2つになっている。今後もこの傾向はしばらくは続く、急にもう子宝がどんどん見込まれて増えるとは到底思えない。これは20年も30年も元の出生率になるには20年も30年もかかるんじゃないかなと思う。ですから、やっぱり人の不幸じゃありませんが、閉校されるんじゃないかなということも本島あたりにはあります。

やはりそこら辺も生徒を呼び込むためにも、島外の子供にもこれを、確かにハードルは高いんですけど、島外の子供にも貸し付けができるような、それは保証人を絶対ここの天城町にいる人も保証人にするとか、ちゃんとした人、島外から来る子は、住民票を持ってきますので、これは5年に1回の国勢調査の対象ですので、外れる子もいますけど、10人そこにいればその10人はずうっと住民であり続けるわけですので、島外から来れば、やはり交付税の算定の対象にもなりますし、そんなに割の悪い、まあ、金ばかり計算してもいけませんけど、割の悪い話でありませぬので、ぜひこの島外の子供を活かすように、教育委員会あたりでやりたいという方向で諮ってもらえませんか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

これに関しましては、教育委員会のほうでも話しておりまして、その方向でやりたいということでも今、教育長と協議しているところでもございますし、樟南高校にも確認はしております。そういう縛りがなくなればすごくありがたいということで、今後の募集に関しても伺っていますので、ぜひその方向で早急にやりたいと思います。

○9番（松山 善太郎議員）

これはやっぱり、もうそういった方向で検討しているということですので、大変いいのではないかなと思います。

あと、返還の期間というのがあるんです。課長、わかっている、返還の期間始まりです。

○教委総務課長（基田 雅美君）

その卒業の日から6カ月経過した翌月から返していただくということになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

これ、普通に考えて、私の例で、私は高校入ってすぐ奨学資金ももちろん借りた

んですが、多分、親が返したんですかね、給料から返した覚えがない。半年といただきますと、とてもじゃないが、卒業して半年後ですよ。そりゃあ9カ月、半年間給料もらっていますけど、そりゃあちょっときついんじゃないかな。すぐ返すのは。まあ、もちろん3カ年で借りたやつは10年ぐらいで返しますので、といえばそれだけですけど、やはり半年返すとかいうケースがありますので、ここを1年にできないかなとせめて、1年後から仮にできないかなと、半年後はやはり服も買わんといけなんでしょうし、かなりの物を買ったりとか、例えば都会へ行って就職する者として、そりゃ道具も買わんといけなんでしょうね。これを考えたときに、半年後から返済返還というのは、きついんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○教委総務課長（基田 雅美君）

おっしゃるとおりだとは思っております。これに関しましても今ここで即答できませんが、今のことをまた教育委員会のほうで準備していただきたいなと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

あと、これが一番問題なんですけど、これ何回もして教育委員会でも会議で協議をしているのを挙げるのは、たびたび拝見しています。これ返済の免除なんですけど、これは無理なものでしょうかね。返還です。

○教委総務課長（基田 雅美君）

免除に関しましては、上原勇一郎基金もありますが、そこも参考にしながら、このことについては、以前の議事録も見させていただいて、今までの教育委員会の形も見ております。やはり今、行っている上原勇一郎基金と、あと町の子育て支援等を見ながら、もう少し時間が必要じゃないのかなと、今すぐちょっとここではお答えできませんけれども、教育委員会の中でも一応そういう話はしてございます。

○9番（松山 善太郎議員）

やはり、一つは、この返済料を免除する狙いの一つ、ここは3年間居住という条件がよそもついていますので、もちろんこの条件をつけます。島に3年間いたら免除しますよと、要するに、島にいれば。昔、育英資金が鹿児島県の職員になったら返さんでもいいよというのがあったと思うんですが、誰か記憶にありませんか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

確かにおっしゃるような、そういう時期がありました。県内で教員になった場合には、その免除をすると、それはもう削除されております。

○9番（松山 善太郎議員）

ですから、そういうのが鹿児島県でもそういうのがあったわけですので、県の職

員になったら返さなくていいよと。やはり、例えば考え方ちょっと変えれば大体似たようなもんですよ。天城町の職員になったら返さんでいいよと言えば、県がもともとやっていた例がある。そうじゃなくて、今本当に少子化で困っていますので、天城町に住んだら、もう3年住んでくれたら、もう返済要りませんよと。やはりそこから辺までしないと、奨学資金借りて島来て住むという子は、高校終わったら二十歳、21ですよ。大学終わって23、4ですよ。やはりそこら辺も一つの魅力にはなるんじゃないかなという気がするんです。これはぜひこれも皆さんどうお考えになりますかと委員会で諮るのと。これはもうこうしたほうがいいんじゃないですかと、教育長あたり課長あたりが少しく主導権をとるような形でお話をするのとでは違うと思うんですよ。いかがなもんですかね、もうちょっとこう頑張ってもらえませんか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

一番は、子供たち学生の皆さんが経済的な困難から進学できないとか学業に専念できないとそういう状況は避けたいなと思っていますので今、松山議員からありましたように、今後検討させていただきたいと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

あともう一つ、今まで岡村課長とその前の田畑課長の時の貸し付け状況をずっとみتانですが、どうしても県の育英奨学資金に対して申し込みが少ないんです。私が感として思っているのは、北中より、やはり天中・西阿木名の率として多いんですね。これは何か理由があるのか。理由は考えられるのか。それは学校自体の取り組みなのか。一つそういうのをどういったPRの仕方をしているのか、学校に、案内です。こういうのがありますよと、借りてでも頑張ってみませんかというのをどういった方法で学校に案内しているのか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

申しわけございません。私は、それは把握はしておりません。今、担当といえますか職員のほうに聞いたら、まず、県の育英資金そこがまず募集が始まって、それから町の育英資金のほうに来るのでという話は聞いておりますが、そのやり方等はちょっと済みませんまだ把握はしてございません。

○9番（松山 善太郎議員）

その県の奨学資金の金額はわかります。私もわかっていたんですが忘れてしまいました。高校生でいいです。

○教委総務課長（基田 雅美君）

済みません、今ちょっと資料手持ちにございませぬ。また調べてもなかったの

済みません。

○9番（松山 善太郎議員）

これ、私、県のほうが高かったような気がするんですよ、今より。募集もあつちのほうが先に学校の案内が来ると、そこら辺ですよ。もうちょっとまあ、お金を貸すなり積極的にでもないんですが、やはりそれも積極的に頑張ってもらうためには、どっちみちその免除規定というのが有効になってくるんですよ。返すのが1年後からでいいですよ。総合的に考えて、ここを規則条例を全部含めて見直したほうが良いような気がします。

一つだけその前に、一つだけ忘れていました、急に思い出したんですが、三京の住宅です。建設課長、済みません、忘れていました。三京の住宅が32年でしたか33年でしたか予定では。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

計画では33年になっています。

○9番（松山 善太郎議員）

前の質問の際に、用地等が確保できれば早めても良いような話だったんですが、その方向でよろしいでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今現在の住宅に1戸空きがありまして、この間区長と会うことができましたので、区長さんの考えやら、そこに入る人はいないのか、そこら辺をちょっと探していただけないかということの話をしながら、計画はありますが、場所と、入居していただけるのかどうか、その辺も区長さんとお話をして計画していきたいというふうに、まあ、場所があって入居していただけるなら、これもある程度可能であるというふうに思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

ちょっと先ほど中央地区の話をしましたが、あとはやはり西阿木名と私の所の与名間に私のところもある訳です。小規模校地区ということですね。西阿木名になればどっかで計画は今からでもできないもんですかね。西阿木名に計画も入っていたから。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

西阿木名地区も区長さんを通じて要望書は上がっております。まあ、そこら辺も活用プログラムの中で、土地があれば計画できるものだというふうには思っております。

ます。

○9番（松山 善太郎議員）

そういったことを言いますと、私の集落はすぐ土地を買って準備しますが。無駄遣いと思わるかもわかりませんが、家族3人で来たら十分少子化対策、人口増にもためになりますので、一つ伊仙町方式も考えて、子供一人いると伊仙が5千家賃を安くしています。私んところは1万安くするよ。3人以上であればただでいいですよと、それは補助でつくる住宅ですのでむちゃなことはできないでしょうけど、そこはまたいろいろつくって別口で家賃として町が支給してあげると。そこは幾らでもあると思うんです。何とかできると思います。そういった方法も考えながら、あと残ったのは、住まいと家賃の補助です。保育所もただになった、医療費もただになったという、あとは家賃の問題が残っただけ。ここで少子化対策も割とできるんじゃないかなと。

去年久しぶりに生まれたお子さんが50名超えていますね。久しぶりです、55名去年生まれています。本当に久しぶりです。50名ずっと切っていたんです。ですので、それが一概に、町長、保育料やらいろいろただの効果だけだとは言いませんよ。だけどころいった傾向になっているということは間違いありません。保育所も95だったのが96、66だったのが77、45だったのが56、20数名ほど保育所も増えております。そりゃあ、ゼロ歳児までとるようにしたというのがあるかもわかりませんが、それにしても今までと違った傾向が少しずつは見えつつありますので、それもちょうとした数字を上げて、町長になって一つの功績だと思います。

減少からとまって増加に向かう、ここで気を緩めたらもとに帰るかもわからない。ですから、そこら辺ですよ。また住宅もいろいろ考えてやってもらいたいと、このように思います。もうちょっと早目につくるように、次の町長に、もう100戸ですので年に20戸です。2億ぐらいぱっとつくって終わらなさいと。

ちなみに、前の一番最初のいわゆる長寿命化計画、これはマスタープランというんです。これ、誰かよくマスタープランって前の課長ですか、マスタープランってよく使っていたんです。これによりますと、これは平成18年です。これによりますと平成29年、28年、去年までこの10年間で、そこら辺の住宅建てかえて終わっているんですよ、この計画で行きますと。それがあと10年、少なくとも10年以上たった、次の10年でも終わらんわけですよ。やはりどっかで計画どおりにやればよかったのにといい思いもあります。ですから、この住宅は、もう一回、活力のあるプログラムを見直して、せめて今残った年間、今から残るのが60、今からつくるのが30で、やはり95あるわけですよ。18億ぐらいの公共事業も

つくれますので、そこら辺をもうちょっと、その活用プログラム見直しも大変かとは思いますが、何回も何回もやはり最後の一踏ん張りですので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

最後になりました。樟南高校に補助金を出していますが、1千620万です。今年度で何回払っております。

○総務課長（米村 巖君）

年4回に分けて支払いをしております。

○9番（松山 善太郎議員）

3回であれば4千800万、4回であれば6千400万か。まあ、5千万あっちこっちですね。この中を聞いて不思議でならんのですが、これだけ昨日お話になった、貯金が11億もあると、財調だけでも今度12億ぐらいになりますよね、補正も入れたら。それで、何でその後、2億ちょっとぐらいの金が一括で払えない理由は何ですかと、私が一番思うのがそこなんです。一括で払えない理由は何かあります、そのことだけの理由。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

その一括返済が可能かどうかというのは、私のほうもまだ調べておりませんが、その辺はちょっと確認をまたさせていただきます。

○9番（松山 善太郎議員）

総務課長、一括返済なんて言ったらいけませんよ。借金じゃないわけですから。それは、一括で払ったら先方が一括で返済するかどうかは向こうの勝手であって、こっちは出し分を幾らか利息の分に少し色をつけて一括で払いましょうねと、後々がやりにくいというのは、私はこれ、前にもこれを取り上げたときにも提案したんです。樟南高校の寮、あっちこっち点々としていますね。ちゃんとした寮をつくってあげたほうがいいんじゃないかなと思うんです。将来の経営、生徒確保のために。やはり昭和40年当時です、戦後50年になりました、あの当時の神田町長や西松議長やら、こういった方々の思いというのがありますので、あれをつくったときの思いが。お互いの師弟もお互いもお世話になった方がいっぱいいるはずなんです。なくすのは忍びない。やはり人も増やせる高校生3年でも、例えば10年いってずっと寮をつくって入れれば、ずっと継続して、人は違えど、その10名なら10名、15名なら15名ずつそこに住むわけです、うまくいけば。そういった対策をするためにも一括払いをして、寮をつくってでも一番得策だと思うんですよ。

こっから専門家の話になりますけど、40年ぐらい使用する、その寮みたいな建物はどれぐらいでできるもんですかね。大まかでいいです。保健センターとかいろ

いろ、建物規模を見て。小さなアパートでも見て。大体でいいです。1億でも。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

その規模にもよると思うんですが、ざっと1億5千万ほどにかかるかなというのは、ざっとそれぐらいかかるんじゃないかと思います。

○9番（松山 善太郎議員）

この保健センターですかね、あそこ2億ぐらいいっていますのでね、あの規模、寮ですので、別に中に設備もありませんので、これはぜひゆくゆく協議してほしいと思います。

町長、いろいろ申し上げてきましたが、ぜひ、もう最後の置き土産でもありませんが、敬老祝い金のつくり直しだけは、先ほど申し上げましたように、あと320万ですので、320万、それも私たちの年代がなくなるまでです。団塊の世代がいなくなるころには、お年寄りの数も減ってきます、間違いなく。ですから、やはり、そこら辺をもうちょっとできるだけちょっとよく話されて、最後にこれをやって終わったら、いっぱい喜んでくれると思います。

時間も超過しました。いろいろ申し上げましたが、これで一般質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

以上で、松山善太郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、上岡義茂君の一般質問を許します。

○8番（上岡 義茂議員）

こんにちは。先般、通告いたしました、建設行政、行政運営など2項目について質問をいたします。

1項目、建設行政について。

1点、平和東線改良工事について。

2項目、行政運営について。

1点、副町長不在で行政運営に支障は来していないのか。

2点目、今度、入札執行される建設工事の件数、時期はどのようになっているのか。

3点、町長が後継者指名した方の後援会組織から建設業者に期限をつけて推薦書の要望が出されているが、入札執行に問題はないのか。

以上、2項目、4点において、1回目の質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。大久町長。

○町長（大久 幸助君）

ただいまの上岡議員にお答えいたします。

まず1項目め、建設行政について、その（1）平和東線改良工事について。

平和東線改良工事につきましては、路線計画に伴い、5月に地域住民への説明会を実施したところであります。今後、事業化に向けて取り組んでまいります。

次に、2項目め、行政運営について、その（1）副町長不在で行政運営に支障は来していないのか、お答えいたします。

町長の職務を代理する職員を定める規則第2条に基づき、総務課長が副町長の職務代理をし、行政運営に支障ないように努めております。

次に、大きな2点目、同じく行政運営について、今度、入札執行される建設工事の件数、時期はどのようになっているか、お答えいたします。

まず、建設課24件、農地整備課5件、企画課1件、農政課2件、商工水産観光課9件、社会教育課2件、水道課9件、合計51件、入札執行時期は9月から10月ごろに各課において進めてまいります。

次に、大きな2点目、行政運営について、（3）番目、町長が後継者指名をした方の後援会組織から建設業者に期限をつけて推薦書の要望が出されているが、入札執行に問題はないのか、お答えいたします。

後援会組織から建設業者に期限をつけて推薦書の要望が出されている件については、認識しておりません。入札執行に問題ないのかの件については、適正な入札執行が行われております。

以上でございます。

○8番（上岡 義茂議員）

まず1点目の建設行政、平和東線改良工事についてお伺いします。

この平和東線につきましては、第5次天城町総合振興計画事業実施計画に基づいて、この事業に勘案して29年度から32年度までを目処に計画にはあがっていますが、実質、町長が今答弁にありましたように、5月の22日浅間福祉課において説明がありました。この計画は29年度からとなっておりますが、工事の目処として今現在どのように動いているのかお伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、議員のおっしゃるように5月末に地域住民説明会をいたしております。これは、昨年度の路線計画作成に基づいて、集落地域住民の方にその計画をお知らせする趣旨でありました。平和東線、通称空港線を発着としまして、北中学校まで延長が840m、現在の幅員が3.1から4.5m、大分狭小な道路というふうになっております。その路線計画の内容によりますと、宅地が18筆、畑が34筆、その他全部で56筆ということであります。筆界未定地も中に1カ所ございます。この計画において、うちの計画としましては、幅5m程度に拡幅できないかというふうな計画で今動いているところであります。

○8番（上岡 義茂議員）

この東線については、町長の過去の同じ同僚、浅間の議員が質問を行っていますが、平和東線は、北中学校後の通学道路としての目的のような話を伺っておりますが、その件につきましてお伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

通学道路にもなっております。ですので、それもありますが、排水路もないという状況であるというのは、私は現場で見えております。平坦地であり、排水の状況悪いというのは見ておりますが、まだ先ほど答えておりませんでした、その工事の計画、昨年度に路線計画をしましたが、その中で地域住民説明会を行いました。その後、地域の方が要望であるという話で私何回もこの議場の中で要請を受けております。その中で地域説明会を実施いたしまして、地域の皆さんの熱意があるのかどうかというのを感じたいと思って説明会を実施いたしました。もう事業に向けては入るのであれば、もう早ければ来年あたりから実施設計に入れるものというふうには考えますが、これは他の道路計画等々鑑みながら、また地域のその登記等、また午前中も質問がありましたけれども、そういった状況にならないのかと、状況を精査して実施していきたいと。もう実施したとなれば、3カ年、5年の計画になるのではないかなというふう考えております。

○8番（上岡 義茂議員）

通学路とそしてやっぱり生活路線でありますので、今、幅員は狭いです。私の見ただ目で平和通りの信号機から空港線のあの通りからBP、そして北中側EPになるわけです。それをちょうど5月22日、課長、出張で説明会におらなくして、補佐から説明がありましたときに、要望として、南側まであと200mぐらい弱ですかね、今、湾屋洞穴線ができていて、あそこも何故入っていなかったのかというのが疑問なんです。そのところも課長も多分説明会の中でそういう話が出たのを伺っ

ていると思いますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員のおっしゃっている路線は、平和10号線といいまして、おっしゃるように200mございます。この道路も幅員が3.2から4.3、平和東線と余り変わらずといった状況であります。ここもなぜその計画に入っていなかったかということですが、平和東線が先ほど申したようにB PからE Pまで路線の中で決まっております、その路線計画の中では、平和東線を取りあえず路線計画をしたというところで、特に特段外すとかそういう考えはございませんでした。

○8番（上岡 義茂議員）

だから最初、この5次振興計画に入った時点で、平和通り、今の福祉館のあそこからというよりは、その南側のその幅員の平和通りがあるんですね。実質あそこから北側の今B P話しています福永測量設計の西側から、あの通りから言ったら南側そのまま放置されたような状態になりかねませんので、だから最初、この計画が出たときに、なぜ、あそこが入っていなかったのかというのが疑問なんですよ、その当時、今の課長はあそこに携わっているか携わっていないかはわかりませんが、なぜ、あそこはB Pになったのか、あその南側の200mぐらいを北中まで通してもらえれば、すばらしい浅間のちょうど真ん中にいい道路ができると思うんですよ。あその道路は今からはもう計画にのせるとかできないのか、そこをお伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員から言われて気になる場所ではありました。その今私たちが立てたのは、あくまで路線計画ということで、実施事業に向けての確たる設計ではありません。ですので、平和10号線そこも確認しながら事業に取り込めるのかどうか、取り込めると私は思いますけども、そこら辺、道路係とちょっと検討していきたいというふうには考えております。

○8番（上岡 義茂議員）

町長、今、建設課長の答弁にありましたように、やっぱり最初、そういうのを着手する時点で、すばらしい道ができればいいんです、完成までに。やっぱり当時その設計に入る前に集落の道路の流れとして途中からそういう計画に入った場合に、集落の方々がやっぱり疑問に思っているというのが多いんです。そこんところを今の課長の答弁にもありましたが、できるような方向性を持っておりますけども、やっぱり町長として、そこんところの見解をお伺いします。

○町長（大久 幸助君）

あの道路は、よく私あの辺にも住んでおりますので、よくわかりますが、小学生・中学生がよく通学しております。それで、向こうもそうだろうと思っておりますが、よくハブが出るところなんです。そして、車が来ますと道が狭いがためにその畑のやぶの中に子供たちが入っていくと、私も何度かハブを見たりもしましたが、そういう危険性もあるということ。それから、さっき課長がおっしゃったように、排水路がないという事もあります。そして車が離合するときには人の門の中に入っていく。だから、今のおっしゃっている部分と同じだろうと思っています。

これについては、工事するのに、あとどうせ四、五年かかるんじゃないでしょうか。だから、私はせっかくだから、向こうも入れたほうがいい。そのように思っております。それは今後も、あれ、決まったものではないと思っていますが、向こうまでの間というのは。これからやっぱりあるわけですので、そういうふうにしたほうが住民の皆さんも納得だろうと思うんです。

○8番（上岡 義茂議員）

課長、ぜひとも5月22日に説明会をして、実質本当に地権者、当事者は見えていなかったのが現状なんです。まあ、その周りのやっぱり興味のある方といいたいでしょうか。私を含めて5人ぐらいしか実質説明会に来ていないんですよ。やっぱり早急にとはいませんが、じっくり時間的なものはあると思います。そして、マイク放送ではなく、やっぱり個々にも連絡をとりながら事業を進める中で、地権者の協力がなければ前に進まない問題ですので、要望書としては、区長さんからあがってくると思いますが、地権者も自分の家の周りの道になりますので、そういうところもやっぱり説明もしっかり行う。できたらなと思いますが、そこんところ課長としてどういう取り組みをされるのか、お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、議員がおっしゃるように、浅間地域説明会5名の出席であったと伺っております。この中で、前野岡前横断線というのもございまして、並行しまして5月の17日に説明会を実施いたしました。両地区においても前野地区は10名程度地権者が1名程度、岡前地区におきましては15名程度の参加をいただきましたけども、その中で出席した皆様にはおおむね説明に納得いただいているものというふうに私は感じております。

そういう方向でありながら、出席者が少なかったものですから、ちょっと配慮が欠けていたと思うんですが、区長を中心に地域の声を聞きたいということで、区長のほうに動いてもらえないかという御相談を差し上げまして、浅間ももうすぐ出てくると思いますが、岡前地区からは要望書が出ております。前野地区はまだ出てお

りませんが、そういう趣旨のもとでお願いをしたという所です。

○8番（上岡 義茂議員）

今まで私も地権者として湾屋洞穴線のあそこの線のときにやっぱりこういう説明会がなかったんです。現課長になってから、こういう取り組みをされることには感謝します。ぜひ、こういう工事を着手する前にしっかりとした対応を地域住民も地権者も納得できるようなものであれば、完了までスムーズに行くと思いますので、ぜひとも御尽力をください。よろしくお願いします。

続きまして、2項目めの行政運営について。

副町長不在で行政運営に支障は来していないかという質問ですが、町長の答弁にありました総務課長が支障がないようにやってくる答弁であります。実質最後の質問に絡んできます。後々の質問にも絡んできますが、町長が誕生されまして1期目は副町長不在で、2期目に副町長誕生で今期3月まで務めたわけですが、4月から総務課長がその副町長の兼務をされておるといことで、副町長なんか始めての経験かと思えます。今回、何か総務課長としてのお考えはないですか、兼務されて。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

業務的には増えました。その中でいろんな勉強させてもらうのもさせていただきながら、事務的には増えたんですが、支障はないものだとは思って今、一生懸命やっております。

○8番（上岡 義茂議員）

町長は1期目、副町長不在で大分御苦労なされたことだろうと思えます。2期目、3期目はやっぱり副町長、女房役が町長の手足となり動いていったような感じはします。そして、町長が勇退されるという当初3月議会で勇退されて後継者指名をした時点で、私は、副町長はまた誰か女房役としてつくるものだろうと思っております。やっぱり職員の統括するのも副町長の役目、町長の動向を見ますと出張も多いですね、実質。庁舎を留守にする。そこを総務課長が統括してやるとなれば、いささか不備が来しているという思いがいたしております。ましてや総務課長が指名委員長になるわけですから、そこんこの認識をお伺いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

副町長不在ということで、副町長が指名委員長を務めるんですが、指名委員会の委員会設置要綱に従って、その次の総務課長ということで、現在のところ、私のほうが指名委員長としてさせていただいております。

○8番（上岡 義茂議員）

税収あたりの指揮は、私は町長が今までやっているという認識を持っておりますが、そこんところはどうか。

○総務課長（米村 巖君）

収納対策本部は、町長が本部長になります。

○8番（上岡 義茂議員）

指揮は町長のもとで、やっぱり副町長はそこんところはしっかり務めて今までやってこられたという認識はありますがどうか。

○総務課長（米村 巖君）

町長代理でやっている面もありました。

○8番（上岡 義茂議員）

今年の29年度決算報告書を見ました。決算書です、監査意見書。収納率が大分悪い、意見書を見てください。総務課長、そのとこの収入未済額があるところ、そこ読んでもらえます。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

「収入未済額は4千719万9千円で、内訳は町民税の756万5千円、固定資産税の3千629万7千円、軽自動車税の333万7千円である。」

○8番（上岡 義茂議員）

収入未済額一般会計で1億3千672万じゃないの。4つの特別会計で1億4千458万2千円、582万、総計で2億8千130万2千円と高額な滞納額となっているという。（「意見書ですよ」「23ページ」と呼ぶ者多し）

○総務課長（米村 巖君）

今指適あり大変申しわけなく思っております。

「収入未済額が一般会計で1億3千672万円、4つの特別会計で1億4千458万2千円で、総計2億8千130万2千円と高額な滞納額となっているが、一部滞納者によるところがあるため、強い姿勢で法的手段も考慮した処置を講ずるべきである。」

○8番（上岡 義茂議員）

私が言っているのはそこなんです。総務課長が兼務した場合、それだけやっぱり仕事では総務課長としては増えます。同じ公務員という立場からそこまでの各課、4月、5月、マイクロ放送でもありました税の徴収あたりで職員が走り回るわけですが、その統制を総務課長がそこまで負担を背負った場合に大変だろうと思えます。やっぱり副町長がおればある程度のものはできると思うんですよ。そういうと

ころで不備を期していないかという趣旨なんです。どうですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたしております。

全町体制で夜間徴収をするわけですが、職務命令で町長のほうからあります。それを職員とか徴収のある各課において、またその辺も職員と連携しながらやっているということで、やはりこれだけの未収があるんですが、その辺の中で努力をしているということ。

○8番（上岡 義茂議員）

職員あたりが本当に努力をしているのがわかります。こんだけのものを出して意見書としなかった責任所在はどこにあります。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

責任所在とかということでもなく、職員も一生懸命徴収に励んでおりますので、その辺はやはり私も総務課長をさせていただきながら、町長のほうに報告をしているわけですが、やはり全体的な懸案事項として、毎年取り組んでいるのが実情であります。

○8番（上岡 義茂議員）

ということは、副町長がいなくてもいっても何ら差し支えなかったということですか。不在でもこの8年間、副町長がおっても、副町長不在でも何ら変わらないという受け取り方でいいんでしょうね。

○総務課長（米村 巖君）

いや、そういうことにはならないと思うんですが、やはり、私の立場からすると、事務量は増えているというのが先ほど申し上げたとおり、やはり、いないよりは今、条例の中でも副町長1名ということどうたわわれていますので、やっぱり副町長は必要じゃないかなと、その中で行政の機能が回っていくのかなとは思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

町長にも伺います。なぜ、副町長がおやめになってその後、副町長という思いはなかったんですか。

○町長（大久 幸助君）

私、先ほど申し上げましたように、上岡議員さんのほうからもありましたように、第1期目については4年間副町長を入れることができないというよりも入れませんでした。そういうような一つの経験もあって、その中での経験もあって、今回、3月におやめになったわけですが、一時はそういうことも考えたんだけど、今役場のほうも大変落ち着いております。そのようなこともありまして、これは総務

課長に、ぜひ兼任させようということ、今そういう形で走っております。

今もありましたように、そんなにいろいろ副町長がいなくてもということで、どうこうということではないけれども、しかし、いた当時はやっぱり副町長は、お互い交互に県に行ったりあるいは国に行ったり、いろんなことで当時やっぱり顔がきいておりましたので、そういう方面においては非常に交互でできたという点がありました。

しかし、今後はまた次の新しい町長が誕生したときに、その方がどのように考えるかわかりませんので、その方に委ねたほうがいいと私はそう思って、入れませんでした。

○8番（上岡 義茂議員）

私、見方が違いますけれども、やっぱり今、今日非常に厳しい中、それ相応の女房役がおれば、役場内も締まるだろうと思います。総務課長がやっぱり統制をとって副町長の兼務をした場合、いささか同じ公務員です。そこんこの統制はしっかりとれているかなという観点から総務課長がはっきり言って負担の増、そこんこの町長、思いやりがほしかったと思います。実質、あと何カ月になります。あと3カ月。でも副町長の人事の件で議会の議決も必要ですので、1月以降になろうかと思いますが、それまでの間、もう半年4月から6カ月なろうとしています。やっぱり9カ月副町長不在というのは、そんだけ役場で遅れをとるのではないかという思いもいたしております。やっぱりせつかく2期目、3期目、副町長を誕生させて、この9カ月間不在になるわけです。そのこの重みをしっかり受けとめてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○町長（大久 幸助君）

そのように考えております。

とにかく、精いっぱい頑張っていきたい。まあ、おかげで総務課長も非常に健康で、非常によく運動と仕事をしていただいておりますので、決してマイナスになるようなことはないとは私はそのように思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

水産課長のお諮りのとおり、いろいろ去年から取組んだ中で、副町長にもお願いもしてありました。やっぱり窓口がそういう人材をしっかりと天城町の将来を本当に一番大事な今年1年間でした。やっぱり私の思いもありました。そういう中でやっぱり不在ちゅうのは、私から言わせれば、いささか腑に落ちない点もありますが、総務課長になお一層努力してもらい副町長の代わりを十分に職も果たしてもらいたいという思いがいたしております。

続きまして、今後、入札執行される建設の件数、時期はどのようになっているか。

町長から件数も1回目の答弁で資料もいただいておりますので、そのところは、3点目の、町長が後継者指名にされた方の後援会組織から建設業者に期限をつけて推薦書の要望が出されているが、入札執行に問題はないかというところまで絡んできますので、同時に質問をしていきたいと思っております。

前副町長でありました3月定例会で町長が後継者指名した方のほうから、こういうものが出されている。町長、多分わかってはいないだろうなという思いはしていますが、これは入札に問題はないという、ものをしっかり聞いておかないと、公平公正な行政運営をなされた大久町政のもとで、12月審判を受ける町長議員選挙があります。そこでやっぱり私は常に日ごろから業者育成の観点からも質問はやってきました。これは、いささかそういうものが出たとして要望書が期限つきで出されているんですよ。3日目の答弁では、町長からそういう問題はないという答弁でした。総務課長、指名委員長になられているわけですので、その点を再度を確認しておきたいと思っております。

○総務課長（米村 巖君）

先ほどの答弁の中で指名委員長ということで、今年度は動いているわけですが、入札に関して公平公正ということで、いろんな形でやるというのが基本ですので、それは間違いないと思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

全業者で何業者ありますか、天城町で、指名願いを出している業者。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

土木に31業者、建築もはっきりは記憶ないんですが、28業者ほどかと思っておりますが、その他でまたかぶりがありまして、電気あるいは測量業者が4業者ぐらいおられます。土木に対しては31業者。

○8番（上岡 義茂議員）

あと、発注される工事件数で全部各課の含めて最初の答弁で51件という、これ、災害まで入って51件ですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

建設課では、災害まで入れて18件ということでありまして。土木に関しては18件になります。また、建築関係で6件ほど出す予定であります。他の課につきましても、総括しておりません。

○農地整備課長（芝田 達士君）

お答えいたします。

まず、災害で5件ほど出しております。また、追加で昨日の久田議員にもお話し
たとおり、また1件追加して6件になろうかと思えます。

○8番（上岡 義茂議員）

やっぱりこれだけの件数の工事がありますので、業者数も大分多いみたいです。
公平公正な政治運営をなされていた大久町政、あと12月まで3カ月ですが、やっ
ぱり公平公正に、こういう後援会組織から出されているものに対しての、そういう
ものに対して揺るぐことなく公平公正に、指名入札を要望しておきます。

再度、総務課長、指名委員長でありますので、再度、公平公正な入札執行がなさ
れることをお約束できるような答弁をいただきたいと思えます。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、公正公平が基準ですので、それで行わさせて
いただきたいと思っています。

○8番（上岡 義茂議員）

最後になりますが、ぜひ、勇退前にいざこざのないような入札執行をお願いいた
しておきます。

最後になります。私も3期12年間、町長が大久町政が誕生して私もこの議場に
来ました。もう12年間本当にいろいろな思いで一般質問を投じてやってきました。
本当に町民の福祉向上、そして町民の安心して住める天城、それがやっぱり私たち
議員、議会、そして執行部の一番の願いだろうと思えます。今後とも天城町の将来
すばらしい町政運営に、私個人としても尽力を尽くしてまいりたいと思えます。

それでは、私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（前田 芳作議員）

以上で、上岡義茂君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。2時より再開します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 議案第44号 天城町公共施設整備基金条例の制定について

○議長（前田 芳作議員）

日程第2、議案第44号、天城町公共施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第44号、天城町公共施設整備基金条例の制定について。

本件は天城町公共施設整備基金条例の制定について議会の議決を求めるものです。

内容は、公共施設の新設や老朽化に伴う改修・改善等、円滑に実施するための基金設置について条例制定を行うものであります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

申しわけありませんが、第5条の繰替運用というところ、よくわからんですけど、基金に属する歳計現金に繰り替えです。これは、わかりやすく説明してもらえますかね、どういったことなのか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

1回基金に積み立てをしますので、一般会計に繰り入れをして、それを充当するということであります。

○9番（松山 善太郎議員）

もう1回、もう1回。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

1回基金で積み立てをしますので、その中で一般会計に現金ということなんですが、1回繰り入れると、基金から一般会計に、それから事業に対しての充当を行っていくという解釈です。（「基金に属するというのはどういう意味」と呼ぶ者多し）これは、私の中では使い方について基金をして一般会計するために属するというのが、利子とかその辺の中のあれかなというのが私の解釈だったのですが、ちょっとこの辺ちょっと確認をさしてください。

○11番（鶴 博典議員）

今回、公共施設整備基金ということの条例であります、この6条の中の1から4を謳ってございます。非常に多岐にわたるわけですが、この基金の総額、目標金額が、あれば答弁願います。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

今回補正で2億5千793万7千円基金に入れます。それで年度ごとに大体4千万から2千万という形で、この範囲の中で積み立てを毎年してるという事で、39年まで一応計画は立てております。

○11番（鶴 博典議員）

1点目標があって始めてこういう基金の条例が生きてくるわけでありまして、この6条が非常に多いわけですね。この中で、皆さんが第一の目標とする一つの基金目的これはどういう考えているのですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

この目的ですね、庁舎の老朽化それから各施設の修繕、まあ保育所とかその辺も含めた各公共施設になります。それから、主なものとすれば給食センターですね、それから、毎年本庁舎も徐々にしていく、一気にできませんので、それを目的。それとAYTの施設とか、その辺の公共施設の修繕ということで、今計画は立てております。

○11番（鶴 博典議員）

これは39年を目標ですが、それまでは取り崩しをやらないということで理解してよろしいですか。

○総務課長（米村 巖君）

その辺の中で取り崩しは、やはり充当、要するに修繕の発生をするということで、計画的には前年度計画を立てて、次年度の当初予算という中での充当に充てながらやっていくというのが今の計画であります。

○11番（鶴 博典議員）

やはりこの庁舎をつくった時に、前の町長時代からずっと積み立てた分を1つの基礎として造ったわけですが、皆さんも39年という一つの目標がありますので、大きな目標に沿っての積み立てだと思えるのですよね、これを単年度、単年度で入れた分よりまた崩していくと、一向に目標額というのが定まらなくなる。その額が幾らという一つの想定された額が集まってそこで初めて大きな目標達成のための基金となるわけでありまして、毎年度基金として積み立てたその予算額定められておりますが、余力がある時は多めにしたり、余力のない時には4千万とか、そういうひとつの計画だろうと思いますが、一つ大きな目標に沿って、私は積み立ていく、それが一番望ましいのではないかと思いますので、そのような方向で基金の運用を図っていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（前田 芳作議員）

先ほどの内訳を含め、総務課長その内訳は（「ああ、まだ調べています」と呼ぶ者多し）調べている、（「説明を、分かりやすいような説明を」と呼ぶ者多し）松山議員、あとでよろしいでしょうか。

○9番（松山 善太郎議員）

それは、いい。

○6番（久田 高志議員）

この基金条例の中の公共施設といわれる部分、先ほど総務課長の答弁聞いてますと、非常に幅が広く感じております。鶴議員からもありましたように、ある程度その目的、あとは公共施設といわれるその範囲をある程度明確化したほうがいいのではないかと思ったりもしますが、この公共施設といわれるもの、まあ住宅を含む全てですよね、例えば側溝にしろ、そういった関係にしても幅が広すぎるような気がします。もう少しコンパクトに絞らないと、こうやって見てると、もうどの案件にも活用できるような基金に見受けられますが、どうでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

先ほど私もちっと説明不足がありました。今回、基金を設置することによって2億5千793万7千と申し上げました。31年度はまた5千万、私4千万か2千万と言いましたけど、毎年5千万、そして取り崩しの計画が31年4千万、そして32年が2千万、そして33年2億5千万でございますが、これは給食センターがあります。その中でこの計画に沿った中で積み立てもしながら、今回基金を設けることによって今後の事業がスムーズにできないかと、先ほど冒頭で申し上げたこの庁舎自体が雨漏れではないんですが、サッシの間から水が漏れたりとか、それから一階のサッシが開かなくなったりとか、その辺の中で今回見積もりを取りながら来年度に計画をしようかということで、もうやっていますので、そういうのを徐々に公共施設という位置づけをしながらやっていけたらということで考えております。

○6番（久田 高志議員）

この基金は非常に大事だと思っております。私自身も基金をつくるべきじゃないかという経緯もありました。要は、庁舎は庁舎、給食センターは給食センターとある程度目的をしっかりと定めた財調でないと、この窓口が広過ぎやしないかということなんです。広過ぎるといことは、何にでも使えますけれど、やはりその目的を定めた財調でないといけないんじゃないのかなという感じです。

以上です。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

やはり今、久田議員がおっしゃるように何かの目的に対してのこの1つに対しての基金も必要だと思っています。これに対しての今回の公共施設というのは、まあいわゆる私たちの計画の中では、やはり修繕費とかその辺が結構予算が、要するに毎年各施設のやつ上がってきますので、その辺の中でも充当するための基金で、幅は広いと思いますが、後から出てきますが土地開発基金の土地の購入とか、その辺もやはり緊急性を要するとかそういう時にすぐ予算がつけれる、今まで予算がない中という中での話は無しにしようかという話で今こういう形を取らせていただいております。

○6番（久田 高志議員）

まあもちろんお金がないという問題ではなく、このある2億何千万を2億5千万ですかね、それをこう幅広くじゃなくて、区切って目的財調にするべきじゃないかということなんです。

じゃないと、この基金の積み立て方だと結局その目的が将来変わる可能性があるわけです。本当はこれだったけど、こっちが忙しくなったからこっちにしないといかんとか、結局目的が見えない基金になってるわけです。もうどこでも使える、そういう枠であればもうちょっと全体的に使えるような枠に広げるべきなのか、目的を建物別にするのであれば、やっぱりちゃんと目的をもって、兼久小学校もその目的でという形の財調ができたわけですから、そういった考えでやった方が我々としては安心をします。いかがでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

はい、わかりました。その運用の方法については基金の設置ということで、こういう形で今回しますので、あとはまた運用関係についてはもうちょっと議論させていただきたいと思っております。やはりすぐ、すぐ使う金ではないのですので、その辺を方向性を持った形で計画を上げさせてください。

○9番（松山 善太郎議員）

例えば32年ごろに2千万か3千万使うようなおっしゃり方でしたよね、近々使う、それは課長さん方全部分かってるわけですか、この中から給食センターをつくるために1億何千万とか2億とか、この基金から使うという。課長さん方これ御存じ。課長会でちゃんと話している話これは、違う。何か聞いてないようなことですけどね、今の雰囲気では。ところでどこで誰が決めたの、来年か再来年2千万取り崩して使うとか、3千万使うとか、給食センターに4年後あたりに1億何千万と言うたかね、それをこれから取り崩して使うとか、スケジュールが決まってるある程度、それどこで決めた、課長会ではないみたいよ。（「課長会ではないです」と言

う者多し) 雰囲気は、ああ、そうね。

○総務課長(米村 巖君)

お答えします。

課長会ではなく、財政のほうで長期計画とかその辺の今からの展開を見て、財政的にはこういう形でしたほうが今後いいということで、財政のほうで決めて、今後は事業については各課が計画が上がって来ないと、どうしてもできないというのがありますので、ここから押しつけではありません。財政的にという話ですので。

○9番(松山 善太郎議員)

要するにね、財政で決めたということは、あなたが決めたということでしょう、それは余りよくないよ。全部で話し合っただけで課長会でこういった基金をつくると、毎年2千万、3千万ずつ取り崩して3年後にはちょっと大きく取り崩していこうねと、そういう決め方をしないと、その財政で決めたちゅうような、あなたが決めたちゅうことだがね、総務課で、そういったやり方はまずいよ。私はまずいと思う。

だから今ほら、全部が懸念してるみたいにあれ崩したり、これ崩したり、最終的には幅広くどこへでも、どこへいったかわからないと、考えようによっては、地方交付税で毎年3億ぐらいづつ隠しておいて積み立てて、どこでも好きなように、言い方は悪いよ、どこへでも好きなように使えるよと、言い方間違えたら裏金みたいなもんだがね、隠し財源みたいなもんだがね、役場の会計というものはそんなもんじゃないと思うよ。確かにこれはいい考えではあるよ。段々こう今話しているうちにこの今言った、基金に属する歳計現金に繰り替えて運用することができると、見方によっては何でもありよということで、何でもありよと。だからそういうのを、こうして話したら、多少まずいよと言う話は課長さん方も全部そういった雰囲気じゃないの。だから、これ運用する時にはね、給食センターなら給食センター、保育所なら保育所とあと、何がある体育館よね、これぐらいで限定したほうがいいよ。これ以外には使いませんと、修繕は修繕でやるべきものであって、基金を整備と言えば整備よ、修繕も整備でしょう、だけど、一般的に施設の整備というのは新しくつくること、まあ大体考える、こういった。そこ辺は修繕なんかには使うもんじゃないと思う。

やっぱりもうちょっと今言ったように、もう既に二人が言ってますけどね、保育所、体育館、あと給食センター、そんなもんじゃないですか。あとまあつけ加えれば、与名間分校とかね、そこら辺に限定して使うような考えにしないと、もうちょっと考えて課長会あたりで話し合っただけで限定してくれ、使い方を。

○総務課長(米村 巖君)

またちょっと精査をさしてください。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、天城町公共施設整備基金条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第45号 天城町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第3、議案第45号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第45号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について。

地方自治法改正に伴い、助役制度と収入役制度が見直されました。これに合わせ、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例及び天城町長等の給与等に関する条例並びに天城町職員の給与に関する条例の条項、助役を副町長に収入役を会計管理者に改めるものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長(前田 芳作議員)

日程第4、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(大久 幸助君)

議案第46号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について。

第9条に見直しとして育児休業した職員の退職手当の取り扱いを付するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(前田 芳作議員)

これから質疑を行います。

○9番(松山 善太郎議員)

黙っておきたかったんですがね、その育児休業ですよ、中身のその4、5(4)第3条第4号中の4、5というのが、5号じゃないかと思うのですが、どうですかね。(「ちょっと確認をいたします」と呼ぶ者多し)

○総務課長(米村 巖君)

お答えします。

3月議会でこの見直しをしております。その中で今回の最後に精査をしたら、この文言だけが抜けてまして、再度この文言だけが、多分議員の皆さんの赤本には差しかえがまだされていないんじゃないかなと思っております。その中で5号なんかというのが、ちょっと確認をさしてください、済みません。

○11番（鶴 博典議員）

改正前というのがありますね、下の文章のところです。1、2、3、4、5行目、当該処理その他の計画について、育児休業等計画書により任命権者により任命権者というようながあります。その任命権者によるというのが余分じゃないかなと思うのですが、しっかり見る間がなかったものでね。（「それは改正してる」と呼ぶ者多し）違う、違う、そこは改正の部分じゃない。（「2つ入っているということですね」と呼ぶ者多し）この右の改正前のね、改正前の条例見たら、その任命権者によるというのは入ってないよ、多分。条例見たけど、それはワープロ打つ時に間違えたのじゃないの。間違えて済みますのか、差しかえるのか、決めて。

○総務課長（米村 巖君）

大変申しわけありません。またこれ確認をしてまた差しかえ等の願いをする時にはお願いをしたいと思います。大変申しわけありません。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第47号 天城町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第5、議案第47号、天城町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第47号、天城町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

職員団体のための職員の行為条項中、職員の休日及び休暇に関する条例が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に名称変更に伴う改正であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

見る間がなくてもこんだけあるのだから、思いやられますね。第2条の1項の2号になるわけですかね。職員の勤務時間その改正の部分です。同条8条に規定する祝日法による休日及び年始の休日の期間というのがございます。わかりますかね、その同条第8条というのには、年末年始の休日というのが含まれているような気がするんですが、12月29日から1月3日まで、わかります言ってることが、同条例第8条の中に既に年末年始の休暇というのが含まれていると思います。さらにまたそこに年始の休日の期間、年末は入ってなくて年始の休日の期間だけ入れるのは、これはもともとこの条例を制定した時に間違っただんじゃないかな、その間違っただそのまんま、またそこに持ってきたんじゃないですかね。ここはもうちょっとちゃんと見て、それとさっきのも異議なしで通したんですけど、その条例ね、差しかえも遅れてるんじゃないのという話ですが、この差しかえ分を見ると4月24日、4月27日、7月19日、3月の定例以降3回も差しかえしている、差しかえが遅れてるということはないと思うけど、この辺も含めて先ほどからの訂正すると曖昧ですけども、後でちゃんと正式に訂正するのか、差しかえるのか、はっきりしながらしないと、まあまあ異議なしで誰も異議なしと言わずに異議なしで通っているけれども、これはちゃんときっちりしないと後々ためになりませんよ、何回もこん

なことばかりしてたら。

○総務課長（米村 巖君）

訂正をして差しかえをさしてください。それからまた精査もさしてください。済みませんでした。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○9番（松山 善太郎議員）

今の部分はね、私もぱつぱと、今もう私も一般質問終わってから飯食って、あと少し見ただけですので、私の解釈違いかもわかりませんが、その第8条には12月29日から1月3日までというのは明記されている。さらに括弧して祝日を除くとなっている。だから、1月1日を除くここはもうやりますよということだから、ここにだから年始の休日というのが入っているのはおかしいと思う。これは入れなくていい、このもともとの条例にあるわけですから、これはついでに、ついででもないけど、これもそこ抜くのか、どうにか12月29日から1月3日までちゅうのを入れるのか、どうにかしたほうがいいと思うけど。

○総務課長（米村 巖君）

今の件についても、またちょっと精査をしてまた確認をさしてから、また委員会の間でも報告をさしてください。それからもし修正があれば、また差しかえさしてください。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号、天城町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 6 議案第 4 8 号 出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第 6、議案第 4 8 号、出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第 4 8 号、出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法及び公職選挙法に規定する公聴会に参加した場合に要した旅費等の実費を弁償する条項の変更、学識経験者を有識者に並びに日当の金額を改正するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 4 8 号、出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 7 議案第 49 号 天城町税条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第 7、議案第 49 号、天城町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第 49 号、天城町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案は天城町税条例の一部を改正する条例について議会の議決を求めるものです。

内容は、地方税法の税制改正に伴い改定を行うものであります。よろしくお願いたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号、天城町税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 8 議案第 50 号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第 8、議案第 50 号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第 50 号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。

本議案は、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について議会の議決を求めるものです。

内容は、条文中の間違いの修正、訂正、削除するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 9 議案第 51 号 天城町立兼久小学校建設基金条例を廃止する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第 9、議案第 51 号、天城町立兼久小学校建設基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第51号、天城町立兼久小学校建設基金条例を廃止する条例について説明します。

本議案は、天城町立兼久小学校建設基金条例の廃止について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、この基金は天城町立兼久小学校建設に係る経費に充てるため設置したものでしたが、兼久小学校建設が完了しましたので廃止することといたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、天城町立兼久小学校建設基金条例を廃止する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第52号 天城町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第10、議案第52号、天城町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第52号、天城町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明します。

本案は、天城町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について議会の議決を求めるものです。

内容は、新保健センターの開設に伴う新たな条例制定により廃止するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号、天城町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第53号 天城町土地開発基金条例を廃止する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第11、議案第53号、天城町土地開発基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第53号、天城町土地開発基金条例を廃止する条例について説明します。

本議案は、天城町土地開発基金条例の廃止について議会の議決を求めるものです。内容について、この基金は公共用に供する土地の事前取得をするためのものでしたが、現在基金運用の実績もないことから廃止することとします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

○5番（大吉 皓一郎議員）

今、町長の説明聞いたんですけど、目的がないようなことを今申されましたが、BGのその土地の件とか、これからこれ大事な件だと思います。先ほど44号にも問題になりましたが、その土地の件、含めてこれでできるかどうか問題だし、この土地を先行投資する、これは土地の先行投資なんですよ、開発公社というのは、これから住宅問題もあります。これから建てかえとか、それとかビジターセンター、それから給食センターもあのままで地域、あの場所でいいのかどうかというのも考えなきゃならない。それから昨日、私が質問した県道の問題等は今国は、県は大型の事業をしないと断言するんですけど、町はこういうところ買って先行投資して置いておけば、自然に予算をつけてくれるんじゃないかと思うし、いろいろこの土地開発公社、これから必要であると考えていますが、そのところ総務課長説明をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

基金条例につきましては、大分古い条例ございまして、正直言いましてこの条例を知らなかったというのが私の感情であります。さっきの議案番号44に一括してまとめると、一元化するというので、その中で土地購入もできるという話を私は伺って、一括に廃止することにいたしました。

○5番（大吉 皓一郎議員）

総務課長、これ総務課でやってると思うんですけど、今どうでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

これ私が調べた範囲では、鹿児島県土地開発公社天城支部というのがありまして、それが解散をしております。それに対しての基金ということで、金額も条例の中に示されてまして、これだけはちゃんと確保しなさいと、それがさっき建設課長おっしゃったように、開発公社天城支部自体が解散した中でその状態で全然運用がされてないということで、これをいかに運用していくかということで今回一元化ということで基金を設けるからということで、今回廃止をとということになります。

○5番（大吉 皓一郎議員）

これですね、開発公社みな解散したんじゃないかと、余り利用がないから段々、段々廃止にもっていったるんですけど、本町としてはこれからやるべきこといっぱいありますから、これ大分必要だと思うのですよね。ですからこういったことを県はこれまだ廃止はしてないと思いますよ。この間ちょっと聞いたところによりますと、ちょっと私の聞き違いかもわかりませんが、ある市町村と連絡を取りながらやったんですけど。そこ当たりこれひっくるめてやると、これを先ほどから疑問に皆さんいろいろ言ってますので、残しても別に問題はないし、先行投資というのは今からこれ必要ですよ。ビジターセンター、給食センター、住宅等も移転もしなくてはならんし、海側だし、そのために保育所の建てかえも言っとるし、保育所もまた今のところで建てかえるというのも難しいし、やりながら、こういった基金を少しずつ積み立てていって土地を買うということですので、ぜひこれは残したほうが私はいいと考えております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○5番（大吉 皓一郎議員）

私はこの土地開発基金条例を廃止することは、この条例については僕は反対です。私は、反対です。

○議長（前田 芳作議員）

これから、議案第53号、天城町土地開発基金条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。天城町土地開発基金条例廃止する条例について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

（「起立なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

起立少数です。

よって、本案は否決されました。

△ 日程第12 議案第54号 天城町固定資産評価審査委員会委員の

選任の同意について

○議長（前田 芳作議員）

日程第12、議案第54号、天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第54号、天城町固定資産評価審査委員の選任の同意について説明します。

本案は、天城町固定資産評価審査委員会の選任について議会の同意を求めるものであります。

主な内容は、本町の固定資産の評価及び課税の適正化に資するため、各地区に固定資産評価委員を選任していますが、現在の委員のうち、北部地区委員の任期満了に伴い、次の者を天城町固定資産評価審査委員に選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号、天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

△ 日程第13 議案第55号 天城町固定資産評価審査委員会委員の

選任の同意について

○議長（前田 芳作議員）

日程第13、議案第55号、天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第55号、天城町固定資産評価審査委員の選任の同意について説明します。

本案は、天城町固定資産評価審査委員会の選任について議会の同意を求めるものです。

主な内容は、本町の固定資産の評価及び課税の適正化に資するため、各地区に固定資産評価委員を選任いたしますが、現在委員のうち中部地区委員の任期満了に伴い、次の者を天城町固定資産評価審査委員に選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

△ 日程第14 議案第56号 天城町固定資産評価審査委員会委員の

選任の同意について

○議長（前田 芳作議員）

日程第14、議案第56号、天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第56号、天城町固定資産評価審査委員の選任の同意について説明します。

本案は、天城町固定資産評価委員会の選任について議会の同意を求めるものであります。

主な内容は、本町の固定資産の評価及び課税の適正化に資するため、各地区に固定資産評価委員を選任していますが、現在の委員のうち南部地区委員の任期満了に伴い、次の者を天城町固定資産評価審査委員に選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、天城町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

△ 日程第15 議案第57号 人権擁護委員の候補者の推薦に対する

議会の意見を求める件について

○議長（前田 芳作議員）

日程第15、議案第57号、人権擁護委員の候補者の推薦に対する議会の意見を求める件についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第57号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について説明します。

人権擁護委員の任期が平成32年12月31日付で満了となります。引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めます。

意見を求めようとする者の氏名、徳田美智代、意見を求めようとする者の生年月日、昭和41年7月15日、意見を求めようとする者の住所、天城町大字岡前1238番地2、意見を求めようとする者の略歴は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

人物に対する質疑ではございませんが、これはちょっと気になるんですね、意見を求めますというとなると、議会とする意見を何か一言、二言、経歴に問題ないとか、そういうのを付けるのが普通じゃないですかね、意見を求める件についてですから、これは意見も何も付いてなくて、これじゃ原案も何もないわけですよ。きょうすぐ付けなさいということではないですよ、後ででもねもう一回ちゃんと調べて、この意見を、議会の意見として、この人は人格的にいいとか、経歴から申し分ないとか、議会が意見をつけることじゃないかなという気がするんですけど、後で調べてもし付けるのであれば、コピーして配ってください。あちこち聞いてね。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

人権擁護委員法第6条第3項の中では、出だしはいろいろ人格者とかあります。後半のほうでは議会の意見を聞いて候補者の推薦をすることとなっております。

今、同意ではなくて意見を求めるということになっておりますので、またちょっと調べまして、今ちょっと慣例どおりのやり方をしてしまったのですが、調べさせていただきます。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号、人権擁護委員の候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第58号 天城辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（前田 芳作議員）

日程第16、議案第58号、天城辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第58号、天城辺地に係る総合整備計画の変更について。

天城辺地に係る公共的施設を平成28年度から平成32年度までの期間で、総合的に整備するため、総合整備計画を策定しましたが、その内容を一部変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第4項の定義に基づき議会の議決を求めるものです。

主な変更等にいたしましては、三京大橋、石川橋の追加等であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第58号、天城辺地に係る総合整備計画の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第59号 天城町町道の路線廃止について

○議長(前田 芳作議員)

日程第17、議案第59号、天城町町道の路線廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(大久 幸助君)

議案第59号、天城町町道の路線廃止について説明します。

本議案は、道路法第9条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容については、別紙のとおり平和32号線183m及び平和33号線13m、合わせて196mの廃止するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(前田 芳作議員)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号、天城町町道の路線廃止について採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議員辞職の件について

○議長（前田 芳作議員）

日程第18、議員辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、柏木辰二君の退場を求めます。

（柏木辰二君退場）

○議長（前田 芳作議員）

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（藤井 恒利君）

それでは、柏木議員の辞職願を朗読させていただきます。

平成30年9月6日、天城町議会議長前田芳作殿。住所、大島郡天城町瀬滝
1419番地。氏名、天城町議会議員柏木辰二。辞職願、このたび一身上の都合に
より9月6日付で議員を辞職したいので、許可されるようお願いします。

以上です。

○議長（前田 芳作議員）

お諮りします。

柏木辰二君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。

したがって、柏木辰二君の議員辞職を許可することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日は、午前10時から開会します。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時55分